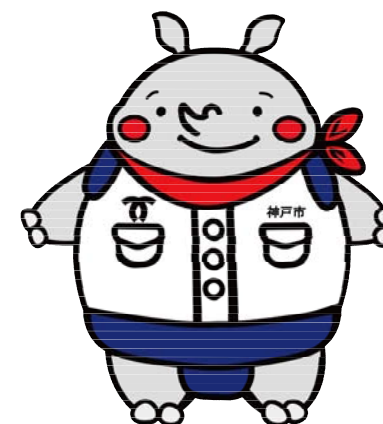


神戸市災害受援計画



神戸市防災啓発キャラクター
「どすこい防サイくん」

平成25年5月29日(水)

受援計画策定の経緯と目的

阪神・淡路大震災
(支援を受入れる側)

東日本大震災
(支援する側)



経験と教訓



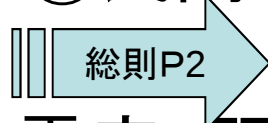
受援計画策定

受援計画の構成

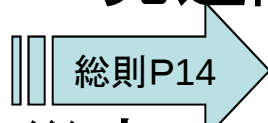
「総則」と「対応計画」で構成



- ・①情報処理、②指揮調整、③現場対応環境、④民間との協力関係作り、という4つの視点を重視



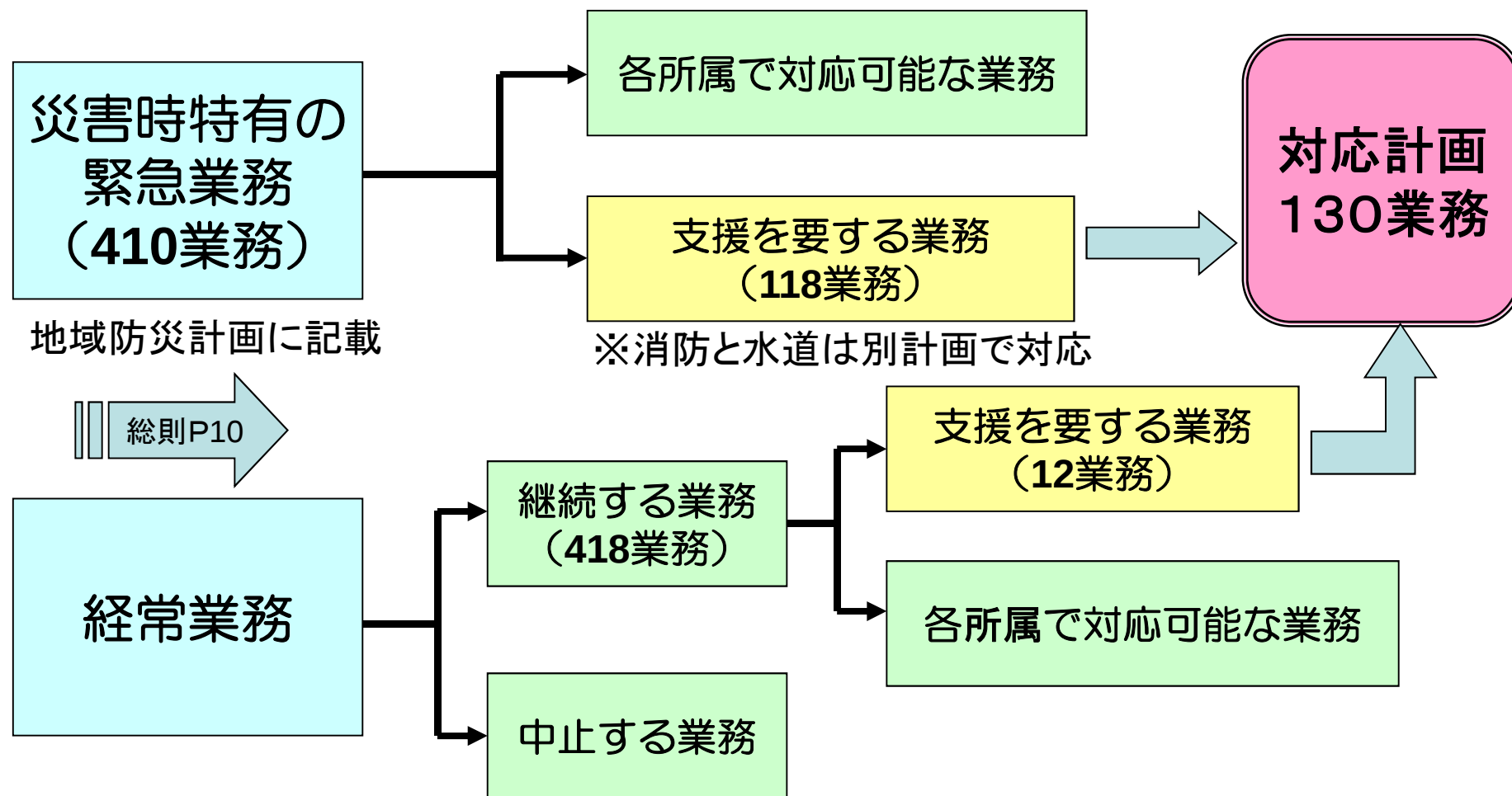
- ・震度6弱以上の地震発生時、自動的に受援計画発動
→先遣隊の迅速な受入れ



- ・災害時に「応援受入本部」を設置。窓口を一本化
→迅速な指揮が可能

- ・対応計画は、受援業務ごとの具体的対応をまとめた

対応計画策定～支援を要する業務



※区役所業務は1業務として計算

災害時特有の緊急業務(13分野118業務)

情報収集・伝達・広報計画

- ・災害テレホンセンター
- ・市有建築物被災状況確認
- ・広報・広聴に関する事
など

救助・救急医療体制

- ・医療ボランティアの受入等
- ・救護班、救護所設置、
医療助産関係業務
など

避難計画

- ・避難所運営業務
- ・避難者の受入に関する事

救援・救護対策

- ・海外支援受入れ
- ・入浴施設への給水
- ・仮設トイレの設置及びし尿
収集、処理
など

廃棄物処理計画

- ・震災時の一般廃棄物処理
- ・災害廃棄物収集、処理、
処分
など

生活安定対策

- ・義援金品関連業務
- ・応急仮設住宅等入居受付業務
- ・被災者生活再建支援金支給業務
- ・被災証明書の発行業務
など

経常業務(12業務)

- ・開発指導
- ・学校施設の管理及び保全
- ・学校の教材、備品、設備の調達
など

○受援シート

総則P51

(業務名) 被災建築物応急危険度判定

(担当課) 都市計画総局安全対策課

応援者の行う具体的業務

被災建築物の応急危険度判定を行う。

応援者に求める
具体的な職種・必要資格

被災建築物応急危険度判定士として都道府県知事等の認定を受けた者。

Ⅰ 情報処理活動

情報収集・共有体制

- 会議・ミーティング
- 朝礼・終礼

(その他)

(実施前) 被災状況、判定調査方法、判定調査区域等のガイダンス
(実施後) 判定結果、被災状況に関する新たな情報の共有

II 指揮調整体系

指揮命令者

受援担当者

(正)

(副)

(正)

(副)

安全対策課長

安全推進係長

建築指導部課長級・係長級

担当者

III 現場対応環境

執務スペース

(場所)

☐有 ☒無 (検討中)

☐無 (不要)

地図・資料

(内容)

☒有 ☐無 (検討中) ☐ペア活動

☐無 (不要)

判定実施区域及び実施対象建築物の確認のため、住宅地図等を使用

その他資機材

(既存)

(検討中)

☒有 ☐無 (検討中)

☐無 (不要)

判定用資機材 (調査表、ステッカー、マニュアル、腕章等)

被災状況によっては資機材の支援要請もあわせて行う

業務マニュアル (作成予定も含む)

①被災建築物応急危険度判定マニュアル ((財) 日本建築防災協会発行)

②神戸市被災建築物応急危険度判定 実施本部業務マニュアル

○業務フロー

総則P52

1. 業務実施に必要な情報の準備

- ☐ 被害状況の把握、情報収集
- ☐ 判定実施の場合、実施本部・判定拠点の設置
- ☐ 判定実施計画の策定（必要人数、期間、区域、資機材等の把握）

- ☐ 指揮命令者の確認
- ☐ 執務スペースの確保
- ☐ 地図・資料の確認
- ☐ その他資機材の確認
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②-P2~6

2. 応援要請

- ☐ 応援要請の必要性を判断
- ☐ 応援要請を決定
- ☐ 判定実施計画に基づいて要請内容を確認し、兵庫県（支援本部）へ応援要請

- ☐ 応援者の行う具体的業務の確認
- ☐ 応援者に求める具体的な職種・必要資格の確認
- ☐ 受援担当者の確認
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②-P6
- ☐ 協定の締結先の確認

3. 応援隊の活動環境の確保

- ☐ 兵庫県（支援本部）に応援内容（可能人数、資機材等）を問合せ
- ☐ 執務・作業スペース、資機材等の確保
- ☐ 宿舎、食料等の準備
- ☐ 実施本部・判定拠点までの交通手段の確認（必要に応じて駐車場等の確保）
- ☐ 実施本部・判定拠点から調査区域までの輸送等の手配

- ☐ 執務スペースの準備
- ☐ 地図・資料の準備
- ☐ その他資機材の準備
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②-P7

神戸市災害受援計画

—総則—

神 戸 市

平成 25 年 3 月

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、発生直後、職員自身の被災、市役所庁舎自体の被災による機能障害、交通途絶による職員の登庁の遅れ、初期情報の不足による状況把握の遅れ等の要因が重なり、初動体制の構築、迅速な応援要請に支障をきたした。その後も、他都市から多くの応援職員を本市に受入れたが、配備や活動、さらには宿舎の確保、食糧の供給、道案内等の対応に困難を極めた。

また、災害発生直後から多くのボランティアの受入れを始めたが、当時の地域防災計画には、ボランティアの受入れについての明確な定めがなく、ニーズの把握やコーディネート の在り方などに多くの課題を残した。

このような応援を受入れる立場で経験した問題点を踏まえて、阪神・淡路大震災以降、迅速な支援体制の構築と被災地に負担をかけない自己完結の支援等の必要性を認識し、地域防災計画に「広域連携・応援体制計画」を新たに設けた。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、過去に例をみない、広域かつ甚大な被害をもたらした災害であったため、緊急応援組織や全国の自治体間連携によって多数の職員が被災地に駆け付けた。しかし、応援職員や被災地職員を対象として、ヒアリング・アンケート調査などを行った結果、被災自治体は、行政機能の喪失により、支援の受入れにまで手が回らず、応援職員に対して明確な指示や調整が出来ていなかったなど、多くの課題が抽出されるとともに、支援を行う側が迅速に行動し、被災自治体の負担とならないよう十分な配慮を行うだけでなく、支援を受入れる側も速やかに体制を整えなければ、応援職員は、効率的、効果的な活動を行えないことが明らかになった。

阪神・淡路大震災と東日本大震災で双方の立場を経験した本市では、「支援」を効果的に生かすために、支援を受け入れることを「受援」と定義し、「支援」の在り方だけでなく、あわせて「受援」の在り方も表裏一体のものとして考えることが重要であると認識するに至った。

これを受けて、本市では、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、業務単位で支援を効果的に受入れるために「災害受援計画」を策定した。

今後、「支援」と「受援」が一体のものとする考え方を普及させながら、全ての自治体で受援計画が策定されるよう情報発信をしていきたい。

平成25年3月
神戸市災害受援計画策定委員会

神戸市災害受援計画（総則） 目次

はじめに

総則

I 計画の基本方針（P 1 ～）

1. 計画の目的
2. 策定機関
3. 計画の対象となる危機事案
4. 計画の発動時期
5. 計画の位置づけ
6. 計画策定の考え方
7. 計画の追加・修正と習熟

II 計画の前提条件（P 7 ～）

1. 阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側・支援側として得た経験と教訓
2. 対象期間
3. 業務継続計画（BCP）の内容を取り入れた受援対象業務の選定

III 基本的な内容（P 11 ～）

1. 受援計画を構成する要素
2. 応援の要請・受入
3. 災害ボランティア・NPO等の受入
4. 費用負担
5. 業務の効率化（システムの活用）
6. 応援の撤退要請
7. 長期化への対応
8. 職員の研修

IV 参考資料（P 23 ～）

1. 緊急業務一覧
2. 各部本部設置場所及び応援隊集結拠点一覧
3. 危機管理基本指針「対象事案一覧」
4. 相互応援協定一覧
5. 市の受援にかかる各種基本システム
6. 各種様式
7. 東日本大震災における受援についてのワークショップ結果

I 計画の基本方針

1. 計画の目的

大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき経常業務に対応しなければならないが、その一方で、庁舎の被害や職員の被災など行政機能が大幅に低下する事態が想定される。

「神戸市災害受援^(注)計画」(以下、「受援計画」という)の策定目的は、支援を要する業務(緊急業務 118 業務、経常業務 12 業務)や、受入れ体制などを事前にかつ具体的に定めておくことによって、大規模災害の被災により、市みずからの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関、また N P O、ボランティア、企業など多方面からの支援を最大限活かすことである。

なお、被害が大きいために、市内で執務スペース等が確保できない場合や被災者への市内での適切な対応が困難な場合には、支援元の自治体で作業を依頼することも一つの受援のケースとして見なすこととする。

受援計画を策定するに至った背景として、平成 23 年度に、神戸市が東日本大震災の発災直後からおよそ 7 カ月の間に派遣した、のべ 1,796 名の職員を対象にワークショップやアンケートを実施し、その意見をまとめた記録誌「東日本大震災の神戸市職員派遣の記録と検証ー調査研究からの報告ー」において、次のような提言がある。

その中で、支援を行う側が被災自治体の負担とならないよう十分な配慮を行うことはもちろんではあるが、支援を受入れる側も速やかに受入れ体制を整えられるよう、予め「受援計画」としてまとめておくことがより効率的、効果的であるとの考えから、受援・支援両方の経験のある神戸市として「受援計画」を策定することとした。

注) 本計画では、「応援」または「支援」を受けることを「受援」という。

2. 策定機関

学識経験者と庁内関係課長級職員を委員とする「神戸市災害受援計画策定委員会」において、受援計画の基本方針や計画の前提条件、策定の基本的な考え方について検討を行った。

この検討結果を受けて、課長級職員による「原案検討委員会」、係長級職員による「作業部会」において、それぞれの支援を要する業務ごとに受援シート及び業務フロー^(注)を策定した。

注) IV-6 P49~53 参照

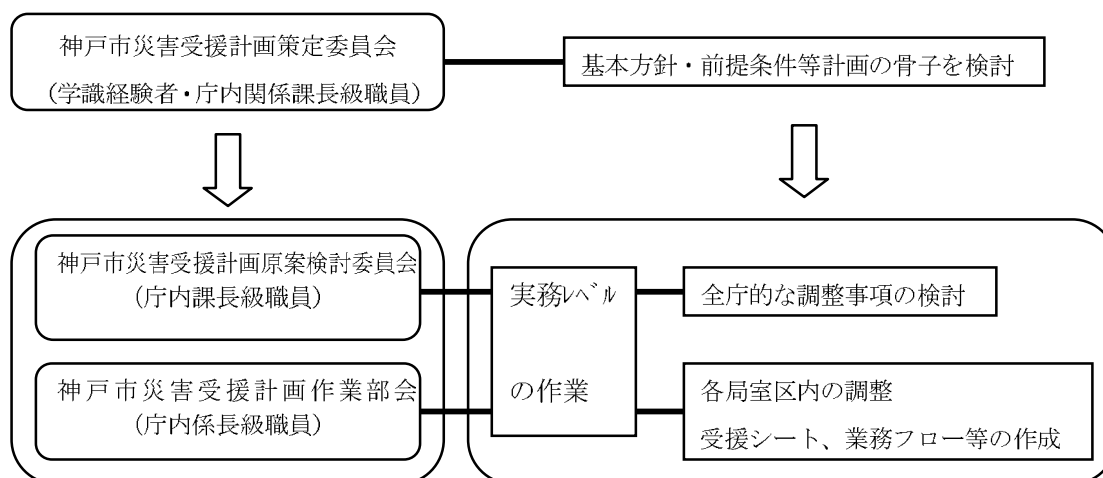


図 I - 1 策定機関の構成

3. 計画の対象となる危機事案

本計画では「神戸市危機管理基本指針（以下、「基本指針」という）」の中で想定されている事案のうち、神戸市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という）が対象としている自然災害（地震・風水害）及び大規模事故等を取り上げ、今回は地震について計画を策定することとした。^(注) 通常、対象となる危機事案については、自然災害、健康危機、テロ、武力攻撃、大規模事故など幅広く考えられる。健康危機、テロ、武力攻撃に対しては、地域防災計画以外で別途計画が定められているため、本計画の対象外とした。

なお、支援を要する各業務の業務フローなどの詳細については、本総則ではなく対応計画の中で定めていくこととする。

注）神戸市危機管理基本指針（平成 19 年 4 月改訂）、(IV - 3 を参照)

4. 計画の発動時期

他の自治体から先遣隊が派遣されてくることを想定して、大規模災害時に受援計画を発動する時期について次のように設定する。

- (1) 「市内で震度 6 弱以上の地震発生」においては、全庁では地域防災計画上に先遣職員の派遣基準として明記されている「日本付近において震度 6 弱以上の地震が発生」という基準を準用し、受援計画を自動的に発動する。
- (2) 「市内で震度 5（強・弱）の地震発生」においては、自動的に防災指令第 3 号発令されて災害対策本部を立ち上げることから、被害規模によって応援要請を災害対策本部本部員会議で検討する。

5. 計画の位置づけ

(1) 地域防災計画との関係

受援計画は、地域防災計画⁽ⁱ⁾の下位計画とし、地域防災計画「地震対策編」に位置付けられている、応急対応計画「第3章広域連携・応援体制計画」⁽ⁱⁱ⁾を根拠として策定した。

地域防災計画に定められている業務の進め方を前提に、受援計画では、応援を受ける業務を対象として、それぞれの「応援要請」「応援受入」「応援終了」を中心にそれぞれのフロー等を具体的に定める。なお、業務には、災害対応業務とともに、業務継続計画に基づいて継続すべき経常業務も含めている。

各業務の応援受入体制について、具体的に定めるために、受援計画を実効性のある独立した計画として策定することとした。なお、受援計画の策定に伴い、地域防災計画において修正加筆が必要となる部分については、地域防災計画に反映させることとする。

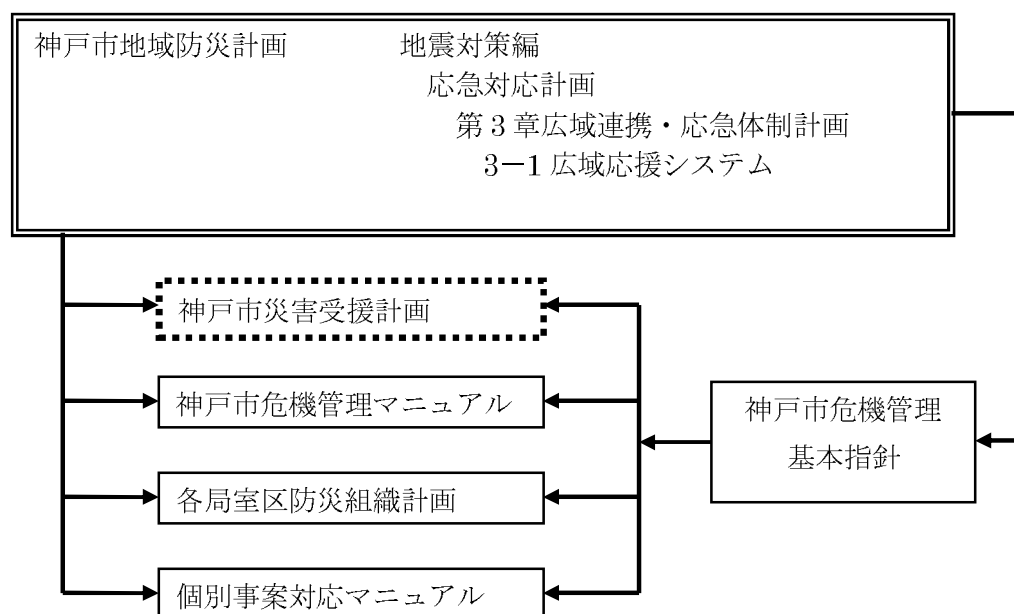


図 I - 2 受援計画の位置づけ

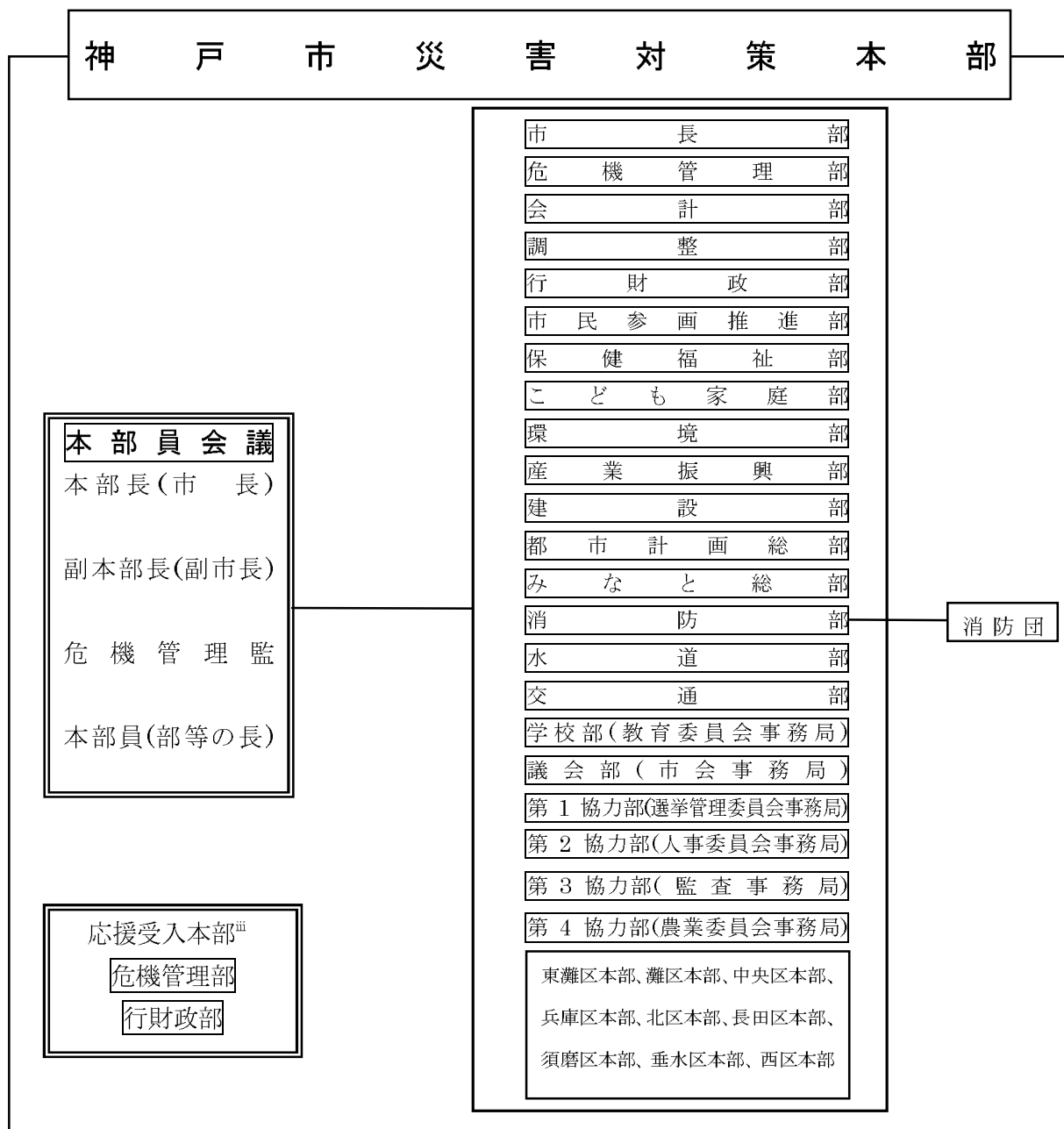


図 I - 3 災害対策本部組織図

他都市、他機関等からの応援が来るまでの間、一時的には各部内もしくは各部相互の応援を行うこととする。神戸市地域防災計画では、「会計部、第1～第4協力部」の事務分掌が「防災・復旧活動の応援に関すること」と規定されており、これらの部を中心として、初動対応期から応急対応期にかけての応援派遣を実施する。

i) 地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、神戸市の地域における震災に係わる神戸市の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的としている。

また、地域防災計画の構成は、阪神・淡路大震災の実態及び教訓をふまえ、直下型地震に加え、東南海・南海地震などへの対応を定めた「地震対策編」、水害、土砂災害、高潮などの風水害に加え、大規模火災や事故災害への対応を定めた「風水害等対策編」、災害対策を実行する担当部局別・災害事象別に、具体的行動指針や行動内容を時系列的に分かりやすく定めた「防災対応マニュアル」、安全都市づくりに関係する5箇年の事業計画を示した「防災事業計画（安全都市づくり推進計画2011年度～2015年度）」、防災対策を実施する上で必要なデータをまとめた「防災データベース」の5つから成っている。

ii) 「地震対策編」応急対応計画「第3章広域連携・応援体制計画」

広域応援要請や、広域応援部隊の受入れ態勢の整備などについての規定を定め、さらに防災対応マニュアルの中に、広域災害支援受入れマニュアルがあつて広域災害支援受入れフローを策定している。

iii) 応援受入本部

応援受入れの総合窓口となる部署であり、危機管理部と行財政部から構成されている。市役所4号館2階（オペレーションセンター）に設置する。 詳細はⅢ－2．P14 参照

(2) 関西広域連合の受援計画との関係

関西広域連合では、関西全体の防災の責任主体として、大規模広域災害発生時の被災府県・政令市からの応援要請の集約、構成団体及び連携県への応援要請の配分等の全体調整、さらには関係機関・団体との連絡調整をも担っている。その手引きとなるのが「関西広域応援・受援実施要綱」である。

関西広域応援・受援実施要綱では、関西圏域内外における大規模広域災害発生時に関西広域連合及び構成団体が、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、①応援要員の派遣、②物資及び資機材の供給、③避難者及び傷病者の受入れ等の応援・受援を行う際の標準的な体制や活動の内容・手順等が定められている。

市町村の業務についても、広域連合が行う応援・受援の調整に必要な範囲で、基本的な内容を列挙しており、構成府県を介して、市町村に対し、要綱の内容を周知し、運用に当たっての協力が求められている。

そのため、神戸市としては、被災住民に直接対応して業務を担う市町村の立場で、より具体的な受援計画を策定していくとともに、応援要請方法・応援要請先など「関

西広域応援・受援実施要綱」と関連する部分についての整合性を図っていく。

関西広域連合の構成

(構成府県)

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県

(構成市)

京都市、大阪市、堺市、神戸市

(連携県)

鳥取県、福井県、三重県、奈良県

構成府県と構成市をあわせて構成団体という。

6. 計画策定の考え方

阪神・淡路大震災での受援側として得た経験、教訓や東日本大震災での職員派遣で支援側として得た経験、教訓を基に、受援計画策定の考え方を次のように定める。すなわち、支援の必要な業務に関して、職員からの提言によりまとめられた3つの視点（①情報処理、②指揮調整、③現場対応環境）に加え、昨今の大規模災害発生時にその活動力で注目を集めているボランティア、NPO、企業といった民間の力を受入れるという4つ目の視点（④民間との協力関係づくり）を重視して、応援要請から撤収要請（応援終了）までの業務フローを明記していくものとする。また、それぞれの手順を確認しながら実施できるように業務フローをチェックリスト方式で作成する。

7. 計画の追加・修正と習熟

今回の計画については、阪神・淡路大震災クラスの直下型地震を想定して策定する。今後、兵庫県から被害想定が示される南海トラフ巨大地震及び風水害、大規模事故等についても必要性を含め検討していく。

また、PDCA（Plan－Do－Check－Act）サイクルを活用して、訓練を重ねながら、国の新しい制度や知見などの情勢の変化に伴う時点修正も含め、マニュアルを絶対視することなく常に見直していく。

その習熟のために、各局室区においては、防災組織計画に受援業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて、内容を周知し、理解を深めていく。

Ⅱ 計画の前提条件

1. 阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側・支援側として得た経験と教訓

(1) 阪神・淡路大震災時に受援側として得た経験と教訓

- ① 阪神・淡路大震災では、被害状況の把握が遅れたことにより、迅速な応援要請に支障をきたし、広域応援を受けた他自治体や関係機関の応援部隊の宿舎確保、食料、道案内等の対応に困難が生じた。また、多くの応援部隊が被災地に入ったが、その配備やオペレーションは混乱し、さらに、海外からの救助隊の対応にも混乱と戸惑いが生じた。

このような課題の対応策として、自衛隊、海上保安庁等関係機関への早期派遣要請システムの改善、各種広域応援要請システム、相互応援協定の改善、応援受入れ態勢の整備、国際救助隊等、海外部隊の受入れシステムの改善等が指摘された。

- ② 災害発生直後から、多くのボランティアが被災地に入り活動を始めた。震災直後、神戸市では、救護ボランティアの要請・登録を行ったところ予想を超える大勢のボランティアが殺到した。しかし、活動調整を行うセンターが区単位で整備されていなかったことなどもあって、活動に必要な情報収集・情報提供や、効果的な活動要請を行うことができず、当初混乱が生じることとなった。

しかしながらボランティア活動そのものは、総じて、行政の災害対策活動への支援や団体の自立的活動の展開、潜在層の活動参加など高く評価された。ボランティアの活躍によって、震災の年は「ボランティア元年」と呼ばれるとともに、その後のいわゆるNPO法の成立につながった。一方、支援活動のあり方や専門人材の必要性などが問われ、平常時からのボランティア教育の推進、ボランティア活動を支援する専門的人材の要請、ボランティア組織のネットワーク、災害時のボランティア活動支援システムや活動条件の整備などを行うことの必要性が指摘された。

(2) 東日本大震災時に被災自治体への職員派遣を通じて、支援側として得た経験と教訓

① 情報処理

ア よかった事例

- ・ 被災自治体の災害対策本部等へ同席でき、現地の情報把握や被災自治体との情報共有がうまくできた。
- ・ 現場での朝礼・終礼等の開催により、情報伝達と共有がスムーズに行われるとともに、全体の連帯感も生まれた。

イ 課題のあった事例

- ・ 職員がもともと少なく、多くの職員が被災した被災自治体では、支援を受けて対応する考え方が弱く、また応援を指示するための情報や人的余力もな

かったため、当初は、自ら積極的に情報収集したり、支援側に対して被災状況や初動対応について、自ら積極的に情報提供をする意識の低いところがあった。そのため、情報が極端に不足し、全体的な状況認識に時間がかかった。

- ・ 次に何が起こるのか、それにどのように対処すべきか等の先の見通しや想像力が弱いところがあった。

ウ 教訓

- ・ 支援側は、支援先の土地勘はなく、また、受援側自治体の求めるものがわからないため、受援側が支援側に積極的に伝える必要がある。
- ・ 受援側が、被災者からニーズを集め、適切に支援側に伝達することが求められる。

② 指揮調整

ア よかった事例

- ・ 派遣チームへの担当責任者が決まっていたので、窓口が明確であった。
- ・ 地元病院の医師が災害医療支援コーディネーター役に徹して、発災当初から、情報の集約及び情報の発信を行い、混乱を回避することができた。

イ 課題のあった事例

- ・ 当初は、支援の受入れ窓口が不明確であったところもあった。
- ・ 支援チームへの窓口として、指揮する担当者が一人しかいなかったため、連絡を取りづらく、レスポンスも迅速でなかった。また、その人がいないと何も分からなかったり、その人に聞かないと物事が進まなかったりした。さらに一人で判断している場合には、その判断が妥当かどうか分からなかった。
- ・ 受援側から具体的な指示要請がなかったり、依頼された業務が現実に必要なとしていることと異なっていたりして、支援者側が何をしたいのか分からず、混乱を生じたケースがあった。
- ・ 庁舎が壊滅し、多くの職員が死亡または行方不明となった被災自治体では、被災前の業務を熟知した職員の不在などにより、支援者間の調整役としての機能が十分に果たせていなかった。
- ・ 被災の程度や地理条件が異なるためか、本庁と現場事務所との横のつながりが薄く、連携が取られていないように見受けられた。
- ・ 受入れのマニュアルもなく、受入れの訓練をしていた様子もなかった。

ウ 教訓

- ・ 発災直後から、各自治体やNPO等様々な主体が多数支援に入ることが予想され、受入れ側で支援チームとの窓口になる人を決めておくなど支援者に対する指揮命令系統の確立や受入れ体制の整備をしておく必要がある。
- ・ 支援チームの窓口となる人を複数決めておく必要がある。

- ・ 受入れ側の本庁と支所等の出先機関との相互応援の仕組みを平常時から明確にしておく必要がある。

③ 現場対応環境

ア よかった事例

- ・ 業務資機材の整理・補給をはじめ、飲料水や雨具等の常備の他、専用の入力作業用パソコンも用意されていた。
- ・ 持ち込み物資の保管スペースや、ごろ寝する場所を確保してもらった。
- ・ 支援チームと被災自治体職員との共同体制で活動できた。
- ・ 事務所付近の飲食店等を掲載した「生活マップ」を支援チームに配布した。

イ 課題のあった事例

- ・ 先遣隊が来るということを予想しておらず、受入れの準備がされていなかった。
- ・ 当初は、派遣先の市役所内に執務スペースがなかったところもあった。
- ・ また、現地の地名がわからず、土地勘もないため電話での対応に苦慮した。
- ・ 活動するための移動手段がなかった。
- ・ 多くの被災地において、給油できるガソリンスタンドも限られ、常に燃料補給のことが問題となった。
- ・ 応援に要する費用が、法律上は原則として被災自治体の負担であることから応援要請を躊躇する被災自治体があった。

ウ 教訓

- ・ 支援チームを受入れる際には、まず拠点となる場所の確保が重要であり、受入れ拠点場所の選定を事前に行っておく必要がある。
- ・ 支援者に配布できる地図等の資料の整備・確保など支援を受入れるための環境づくりが必要である。
- ・ 被災地の状況を考えると、石油業界や運送業界との協定を予め結んでおくことも有効である。

2. 対象期間

対象期間は、混乱が予想される、発災時から1か月を目安とする。

ただし、応急仮設住宅、被災者生活再建支援、災害廃棄物処理、市有施設の改修などに関する業務など復興期にピークを迎える業務についても、1か月以内にスタートするため、これらの立ち上がりについても受援計画の対象に入れる。

対応内容	ピーク時
初動対応	概ね初動 72 時間を中心として
応急対応	概ね発災後 4 日から 3 週間
復旧・復興初動	概ね発災後 4 週間から 6 か月

(内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」を基に作成)

3. 業務継続計画（BCP）の内容を取り入れた受援対象業務の選定

応援職員等は、発災直後には、ローテーションを組んで比較的短期間のスケジュールで応援に来る場合が多いと想定されるため、高いモチベーションを持って来る応援職員等にとって一時も無駄にできないことから、あらかじめ支援を要する業務内容を具体的に定めておく必要がある。

本計画では、各部・区本部における受援対象業務として、地域防災計画に記載されている緊急業務⁽ⁱ⁾だけでなく、経常業務の中で支援を要する業務⁽ⁱⁱ⁾を取りあげる。経常業務の中で支援を要する業務としては、業務継続計画（BCP）の内容を一部取り入れながら、経常業務を全て洗い出し、それらの業務を 3 つに分類（① 中止する業務 ② 各担当課で対応可能な業務 ③ 支援を要する業務）する作業を行うことによって、選定した。

今回、各局室区で確認した結果、緊急業務 410 業務（区役所で行う業務については 1 業務として扱う）のうち、支援を要する業務は 118 業務（別途受援計画がある消防局及び水道局を除く）である。また、経常業務のうち 418 業務を継続し、そのうち、支援を要する業務は 12 業務である。

i) IV-1 P23~27 参照（地域防災計画に記載している事務分掌を 410 業務に細分化した。）

ii) IV-1 P27 参照

Ⅲ 基本的な内容

1. 受援計画を構成する要素

(1) 情報処理

初動時において各部・区本部は各所管の被害状況及び職員の被災状況等の情報を速やかに災害対策本部に報告する。あわせて、各部・区本部は、それぞれの部署で完結できる業務についても災害対策本部に状況報告する。

支援側が迅速かつ効果的に活動するためには、受援側からの情報提供が必要であるため、災害対策本部はそれらの情報を集約して関係自治体等に情報発信し、また各先遣隊に情報提供する。

各部・区本部において応援を受入れた場合は、初めに受援担当者を中心として可能な限り応援職員等とオリエンテーションを開催し、活動する内容や支援の意義を伝える。

また、支援活動を実施するにあたっては、会議、ミーティング、引継ぎ等を重要視することによって、必要な情報収集、情報共有体制を確立する。

(2) 指揮調整

応援職員等がスムーズに活動を行うことができるよう、明確な指示を行うために、受援側に指揮命令系統を確立し、あわせて、他機関との連絡調整及び本庁と区の連携を取る。

さらに、指揮者が不在の場合に業務が滞ることを避けるために、また、責任者（指揮者、担当者）が休息を取れるように、業務ごとに業務上及び各部防災組織計画上の指揮命令者（1名しか指定されていない場合は2名以上）以外に正副2名以上の受援担当者を定めることとし、受援に関する応援受入本部との調整、応援職員等に対する指示を明確にする。

① 受援担当者の役割

- ア 応援職員等の受入に関する事
- イ 応援受入本部との連絡及び調整等に関する事
- ウ 応援職員等への連絡及び調整等に関する事
- エ 応援職員等に対して活動意義の周知に関する事
- オ その他応援職員等のサポートに関する事

② 受援担当者及び応援職員に対する現場での裁量権

活動現場においてはそれぞれの業務の指揮命令者の指示の下に活動することを原則としながら「基本指針」の危機対応の基本的ルールにある「現場重視の原則⁽ⁱ⁾」、「指揮命令の原則⁽ⁱⁱ⁾」に基づき、緊急性、公平性、正当性を考慮して必要に応じて、現場での裁量権を認める。

③ 支援に対する感謝の気持ち

支援の受入れにあたっては、支援に対する感謝の気持ちを込めて対応することを心掛け、支援者が高いモチベーションで活動できる環境づくりに努める。

(3) 現場対応環境

① 現場対応環境の整備

ア 活動環境

(ア) 活動体制、情報、資機材

活動拠点としての執務スペースを確保することのほか、応援職員等が土地勘がなく業務に不慣れであっても対応できるように、地図（フリガナ付き）や資料、資機材、業務ごとのフローやマニュアルなどを活用して活動体制を整えるとともに、市職員とペアで活動する体制作りも行う。

なお、事前に対応できるものについては、平常時から整備しておき、その中で、神戸市社会福祉協議会では、「こうべ災害ボランティア支援マニュアル」の見直しの中で、支援に関する内容を加える。

(イ) 施設の被災状況の確認

応援職員等を受け入れる市有施設についての被災状況の確認について、本庁舎、各区役所については、地域防災計画の防災対応マニュアルに定めである「庁舎の機能（安全）確保マニュアル^(注)」「庁舎安全確保マニュアル（区役所）^(注)」のとおりとする。その他の市有施設について、営繕部門を保有しない部についての被害調査は最終的に都市計画総部によって実施されるが、一次的には各部で実施する必要があることから、初動の調査は「庁舎状況点検表」（様式A）により行い、都市計画総部に報告する。

注）神戸市地域防災計画 防災対応マニュアルP9～14

(ウ) 燃料

大規模災害時の初動対応を行うための最低限の自家用設備を確保する。

同時に、地域防災計画に記載している「大災害時協力ガソリンスタンド登録制度」や兵庫県石油商業組合の組合員と締結している「災害時における支援協力に関する協定」の対象ガソリンスタンドを災害時における緊急車両の優先的な燃料供給先とすることで、応援部隊を含めた緊急車両についての燃料補給体制を整備する。

イ 生活環境

(ア) 食糧、飲料水

応援部隊の自己完結が原則となるが、それが不可能な場合、必要最低限の食料及び飲料水は応援を要請した担当部において準備する。

(イ) 宿舎、野営地、駐車場

応援部隊の自己完結が原則となるが、それが不可能な場合、必要最低限

の待機場所及び駐車場等は応援を要請した担当部において準備する。

なお、宿舎については、各部所管の施設を危機管理部で一元管理し、行財政部と調整して必要とする担当部に割り振ることとするが、被災状況や応援部隊の規模等により市で確保することが出来ない場合は近隣市町に依頼して確保することも検討する。

また野営地や駐車場の確保については、行財政部が災害時空地管理システムを利用して行う。

② 応援部隊への携行要請

災害の規模及び被災の状況等により応援部隊への物資等の提供が困難であると判断された場合には、応援部隊に対して相当日数の物資等の携行を要請する。

応援隊に携行を要請する品目の例

- ・ 食糧
- ・ 飲料水
- ・ 寝袋、毛布等
- ・ 携帯電話、無線、トランシーバー等の通信機器
- ・ パソコン
- ・ 防寒着、トイレパック等
- ・ 個人装備品（ライト、ヘルメット、マスク、手袋等）
- ・ 車両等の移動手段及び非常用燃料
- ・ 発電機等
- ・ カーナビゲーション、地図等

（４） 民間との協力関係づくり

大規模災害時には、行政だけの力では到底すべてに対応することができないため、民間の力を最大限活用し、行政と民間がお互いの得意分野を生かして役割分担することが効率的である。民間企業は専門的な対応、ボランティアやＮＰＯ等は機動力や被災者のきめ細かなニーズに対応することで力を発揮している。

事前に民間でも対応可能な業務を示しておき、登録制度を定めたり、協定等を結んでおくことや業務委託を行うことが有効である。

各部・区本部の業務において、その性質を考慮して民間（ボランティア・ＮＰＯ・企業等）に協力を得られる業務を選別している。それに基づいて、民間が被災者に対して効率的、効果的な対応を可能とするため、民間と事前に協定を結ぶ。

（例）避難所運営、避難所における物資、食糧の配布、備蓄物資の搬出・運搬、協定業者からの物資の受入れ、救護所関係、廃棄物処理、仮設トイレの設置など。

2. 応援の要請・受入

応援の要請・受入については、階層的かつ分権的な対応を基本とする。

しかしながら大規模災害時には、事前に応援協定を結んでいない自治体及び広く企業・NPO等民間からの応援も多く想定され、東日本大震災においても窓口が不明確であったことにより支障をきたし、迅速かつ円滑な対応が困難なことがあった。

したがって、応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を災害対策本部情報連絡室内（市役所4号館2階オペレーションセンター）に設置し、そこから必要な部署に引き継ぐという役割を担うことによって、外部からの問合せ先を明確にし、一元化する。

なお、応援受入本部で収集した情報により、相互応援協定を結んでいる自治体等への具体的な応援要請については、行財政部が「職員応援マニュアル」^(注)に基づいて行う。

また、災害の規模及び行政機能の被災度に比例して多くの機関が応援に来ることが予想されるため、災害対策本部の体制についても他機関の「現地支援本部」と連携することが必要であり、場合によっては現地支援本部を災害対策本部内に受け入れることも検討する。

注) 神戸市地域防災計画 防災対応マニュアルP15～17

(1) 応援受入本部の構成

危機管理部からの応援要請に基づき、下記職員により構成する。

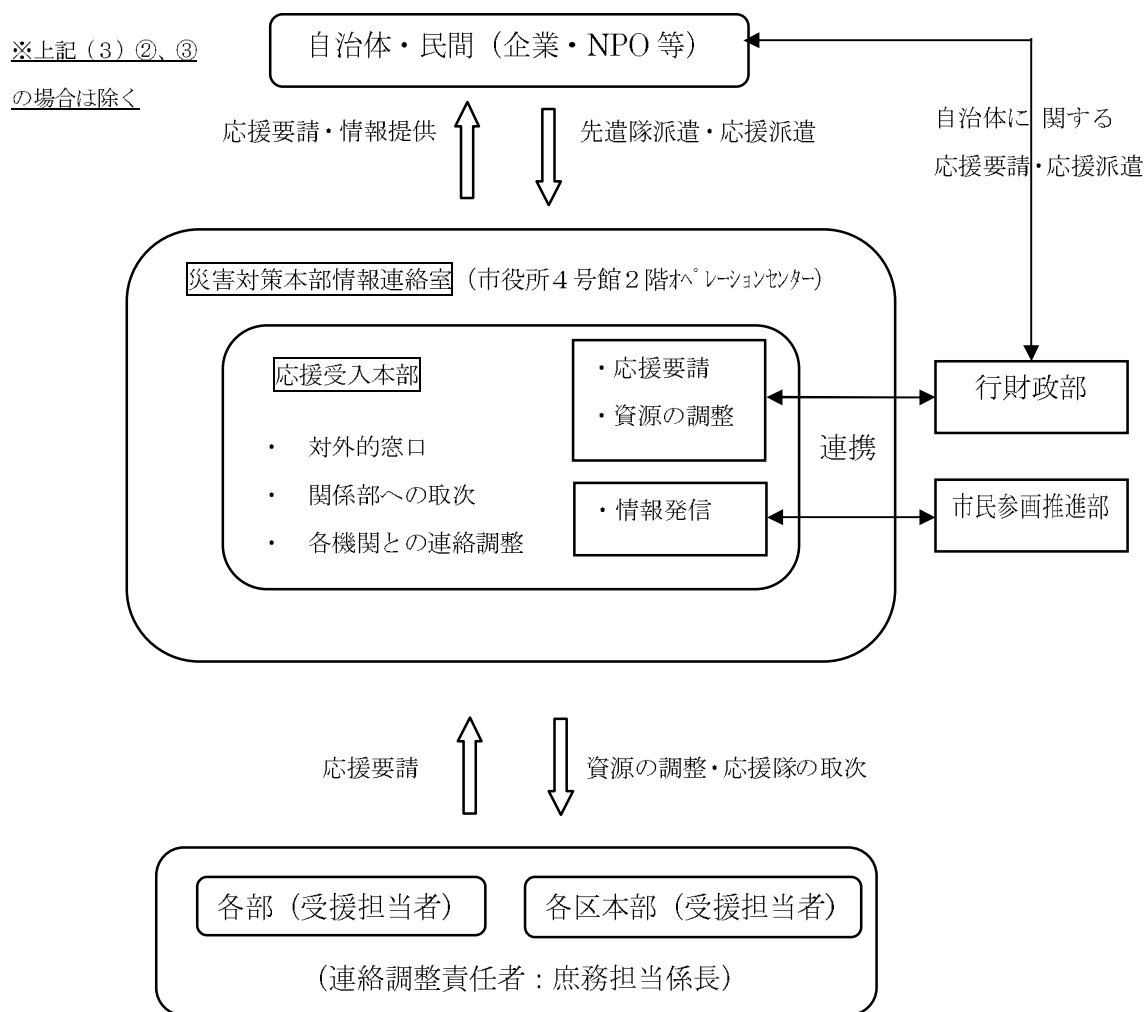
- ① 指揮者
行財政部（課長級職員1名）
- ② 事務局
危機管理部（係長級職員1名・担当職員2名）
行財政部（係長級職員1名・担当職員2名）

なお、各部・区本部の連絡調整責任者は各庶務担当係長とする。

(2) 応援受入本部の役割

- ① 応援自治体や企業・NPO等民間からの連絡を最初に受ける総合的な窓口
- ② 担当部が不明確な業務について、関係する各部・区本部への取り次ぎ
- ③ 応援自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整
加えて災害対策本部と連携して下記の業務を実施する
 - ① 定期的な全体調整会議の開催（関係部）
 - ② 応援受入に伴う、業務間における調整（関係部）
 - ③ 各部・区本部からの要請に基づく応援要請（危機管理部・行財政部）

- ④ 宿舎・野营地など各部・区本部間における資源の調整（危機管理部・行財政部）
 ⑤ 被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信（危機管理部・市民参画推進部）



図Ⅲ－１ 応援受入本部の位置づけ

（３）応援要請・受入の種類

① 協定に基づかない場合又は複数の部及び区本部にまたがるような場合

各部・区本部において、応援が必要と判断した場合には、災害対策本部に連絡するとともに、応援要請シート（様式B）を提出する。これらの情報により行財政部は、「職員応援マニュアル」に基づいて応援要請する。

なお、初動時には災害対策本部から各部・区本部への確認を行い、確認できな

い場合は、職員等を派遣し、情報収集を行う。

② 災害時の対応に関する協定を締結している場合

担当する各部・区本部の当事者間で連絡調整を行い、応援要請状況を災害対策本部に報告する。(様式C)

③ 全国規模のルールに基づく既定の応援制度がある場合

上記②の中でも特に消防局や水道局のように専門性の高い業務については、その制度に従って既に作成されている受援計画を基に対応し、応援要請状況を災害対策本部に報告する。(様式C)

④ 応援を要請する前に自主的に応援に来た場合や先遣隊が情報収集に来た場合

応援受入本部で対応し、必要とされる部・区本部への派遣や情報提供等の調整を行う。各部・区本部は、応援受入本部の求めに応じてそれぞれの受援状況を応援受入本部に報告する。(様式D)

なお、報告については、危機管理情報システムにより行うものとし、障害発生等によりシステムが使用出来ない場合には、FAX等あらゆる手段を使って行う。

神戸市中央区社会福祉協議会 中央区ボランティアセンター	中央区雲井通 5-1-1 区役所内 078-232-1447
神戸市兵庫区社会福祉協議会 兵庫区ボランティアセンター	兵庫区荒田町 1-21-1 区役所内 078-579-3304
神戸市北区社会福祉協議会 北区ボランティアセンター	北区鈴蘭台西町 1-25-1 区役所内 078-593-9910
神戸市長田区社会福祉協議会 長田区ボランティアセンター	長田区北町 3-4-3 区役所内 078-574-2408
神戸市須磨区社会福祉協議会 須磨区ボランティアセンター	須磨区大黒町 4-1-1 区役所内 078-731-8922
神戸市垂水区社会福祉協議会 垂水区ボランティアセンター	垂水区日向 1-5-1 区役所内 078-709-1333
神戸市西区社会福祉協議会 西区ボランティアセンター	西区玉津町小山 180-3 区役所内 078-929-0047

② 災害ボランティア登録制度等の検討

大規模災害でかつ被害が広域に及ぶ場合、初動時のボランティア確保が困難であるので、自主的に活動できる個人、団体を事前に登録・把握することにより、災害ボランティアセンターの運営、被災者の支援、生活再建支援のための人員を確保するため、災害ボランティア登録制度の検討を行う。

また、復興期のボランティアの育成を図るため、仮設住宅でのコミュニティづくりのノウハウなどを付け加えた総合的なコーディネート機能や介護保険制度の導入など阪神・淡路大震災以降の変化に対応した内容を盛り込んだ「仮設住宅のボランティア支援等マニュアル」を作成する。

(2) 専門職ボランティア

① 担当窓口

専門職ボランティアについては、下表のとおり各部が担当窓口として受入れる。

名 称	内 容	担当窓口
医師・歯科医師・薬剤師・看護職・その他の医療関係職等	医療救護 等	保健福祉部
通訳者	通訳翻訳	市長部
建築士	すまいの耐震診断	すまいるネット 都市計画総部
レスキュー隊	救助、救出	消防部
建築業者	建設機械等の貸出	建設部
精神保健福祉士	心の相談	保健福祉部
自治体職員	応援職員派遣	危機管理部

なお、上記以外の専門職ボランティアについても、関係部が臨機に対応する。

(3) NPO

災害支援系NPOの受入れについては、危機管理部と市民参画推進部が中心となって市内の災害支援系NPO（中間支援団体）との事前協定締結に向けた検討を行う。その協定を基に災害時には全国から駆け付けた災害支援系NPOの支援の受入れを協働で行っていく仕組みを検討し、災害支援系NPOの機動力や自由度の高い活動など特長を損なうことなく、行政と効果的な情報共有・情報交換ができるようにする。

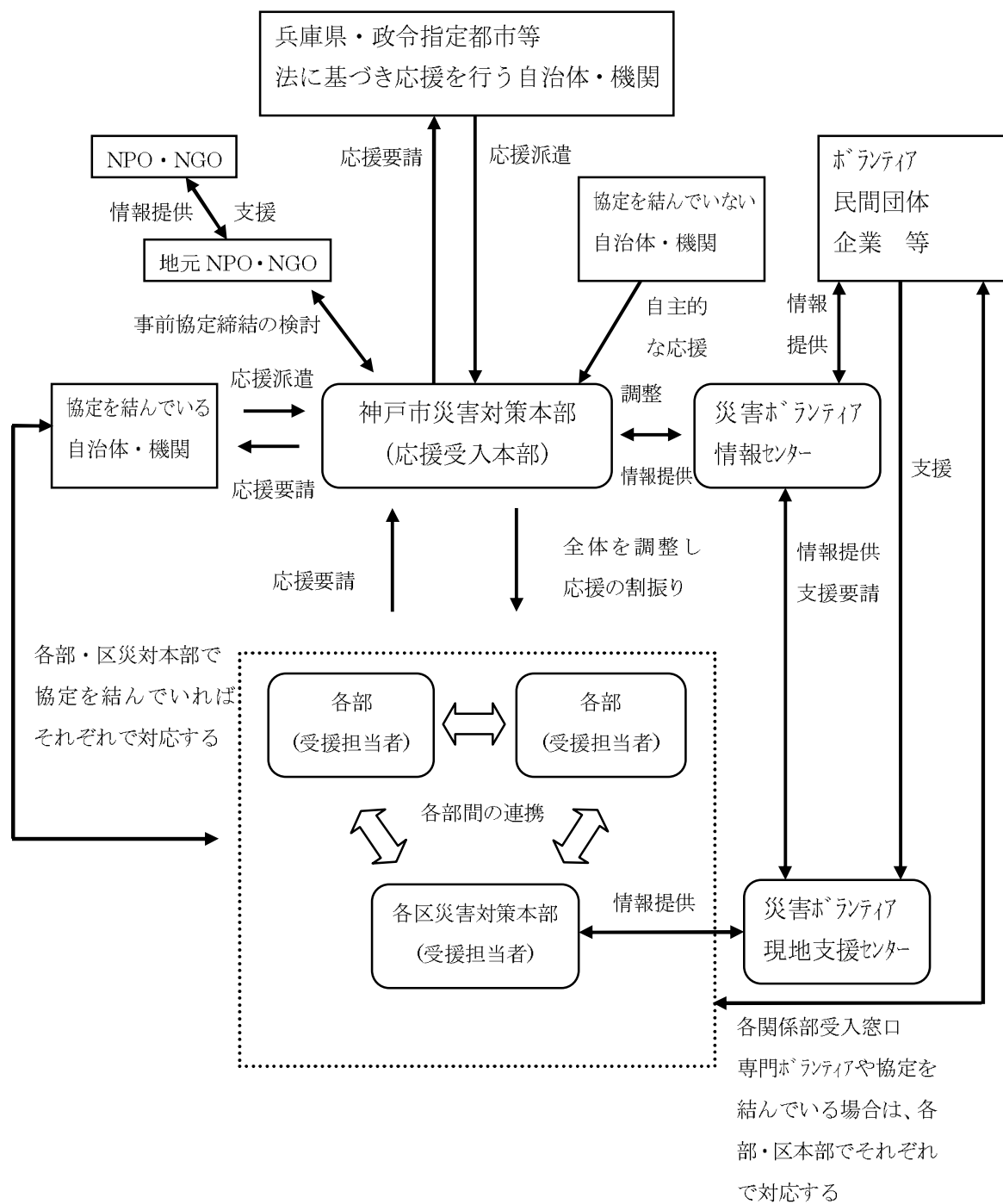
(4) OB職員

災害時には、人手が不足することから、業務に精通し、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験者でもある、本市のOB職員を積極的に活用する。

なお、OB職員の選定にあたっては、「神戸市職員震災バンク」を活用する。

この「神戸市職員震災バンク」は、阪神・淡路大震災に際して、国内外から多大なる支援を受けた経験、震災から学んだ教訓など、本市職員の有する震災体験やノウハウを次世代に引き継ぐことを目的に設置したものである。

これまでも、阪神・淡路大震災に際し国内外から受けた支援への感謝の気持ちを込めて、新潟県中越地震をはじめ、各地の被災地において被災地支援を行った際に、震災バンクを活用して、職員を選定した。



4. 費用負担

協定に基づく応援の場合には、応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等については、概ね被応援市町が負担することとされており、詳細はそれぞれの協定で定められている通りとする。

協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用をそれぞれの応援市町に負担を依頼する。

なお、被災程度により災害救助法が適用されると、これらの費用については兵庫県が支弁することとなっていることを周知しておく必要がある。

5. 業務の効率化（システムの活用）

被災者支援システム、生活再建支援システムなどのシステムを活用することで、被災世帯の把握、情報の一元化を行うにあたって、業務の迅速化、簡素化を図ることができる。

また、それぞれの業務に割く人員の削減にもつながることから、他都市の導入状況の調査をしながら早期に仕様を決める。

罹災証明発行、生活再建支援金、仮設住宅など関係する業務については、システムの使用も考慮に入れて、業務フローや業務マニュアルの修正を図る。

6. 応援の撤収要請

各業務フローのチェックリストに基づき、応援の目的が達せられたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長もしくは担当部の長は要請先と協議のうえ、撤収要請の旨を伝える。

また、応援側の事情による応援終了の判断については、その意向通りとする。

7. 長期化への対応

長期間にわたる復旧、復興への取組みを継続していくために、長期化の予想が見込まれた時点で、職員間のローテーションにより職員の健康管理を図りながら息の長い対応をしていくが、職員の全てが一度に入れ替わることがないよう、業務の継続性を意識したローテーションが必要となる。

その中で、応援に来た職員やボランティア等に本市職員でカバーしきれない部分の対応を依頼することに理解を求める。

8. 職員の研修

年々、震災を経験した職員が減っていく中で、受援力を高めるために日頃からの取組みが重要となる。

集合研修においては、災害・危機に対する市職員としての心構えや責務、災害時に

とるべき対応、市の体制などを確認し、それぞれの所属においては、図上訓練などを通じて災害時に行うべき業務のうち、支援を必要とする業務については、特に応援職員の視点で業務フローやマニュアルの確認や見直しをするとともに、現場における地理の把握などにも努める。

i) 現場重視の原則

- ・ 危機対応は、現場における迅速・的確な対応が最も重要である。そこで、現場のニーズを最優先し、災害対策本部又は危機対策本部は基本的に現場を支援及び調整する機能と位置づける。
- ・ 例外的に災害対策本部又は危機対策本部から現場に具体的な指示を出す時は、管理者が現場の責任者として陣頭指揮するものとする。
- ・ 危機に対応する時は、過去の経験にとらわれ過ぎず、日常の役職上の権限・常識・慣習・ルールを捨てるものとし、日常の役職上の指示系統よりも、災害対策本部又は危機対策本部及び現地対策本部におけるそれぞれの責任者の命令系統を優先する。
- ・ 災害対策本部又は危機対策本部及び現地対策本部の責任者が不在の場合又は具体的な指示がない場合は、計画やマニュアルに記載されている優先事項に従い自動的に実行するものとする。ただし、計画に記載されている優先事項よりその状況下で優先されるべきと判断した事項があればこれを優先するものとする。

ii) 指揮命令の原則

- ・ 災害対策本部又は危機対策本部及び現地対策本部において発された上位者の「命令」は、「絶対」事項であり、何よりもこれを優先させるものとする。
- ・ 一方、災害対策本部又は危機対策本部及び現地対策本部における上位者の「指示」は、「優先」すべき事項にとどまり、もし現場がこの「指示」内容よりもより良い結果がでると判断した事項があれば現場責任者は臨機応変に対処する。ただし、「指示」された事項に従わなかった際は、必ず、事後速やかに「指示」を発した上位者に報告する。
- ・ 「指示」・「命令」を発する上位者は、「取りあえず」・「できるだけ」等の抽象的な文言を決して使ってはならない。そして、自分の責務の代位者を必ず決めておき、一定時間連絡が取れない場合は、自動的に代位者が指揮をとるものとする。

IV 参考資料

1. 緊急業務一覧

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌
市 長 部 (市長室長) 【市長室】	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2. 外国人市民に関する連絡及び調整に関する事 3. 国際関係に関する連絡及び調整に関する事
危機管理部 (危機管理室長) 【危機管理室】	1. 本部の設置及び閉鎖に関する事 2. 本部員会議及び関係本部員会議に関する事 3. 防災指令その他本部長命令の下达に関する事 4. 本部の庶務に関する事 5. 各部との連絡調整に関する事 6. 気象予警報等に関する事 7. 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関する事 8. 兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関する事 9. 各種協定（他部に関するものを除く）に関する事
会 計 部 (会計室長) 【会計室】	1. 防災・復旧活動の応援に関する事 2. 義援金の受入れに関する事
調 整 部 (企画調整局長) 【企画調整局】	1. 国、県等との連絡調整に関する事 2. 市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事 3. 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事 4. 複数の部に関連する事案の調整に関する事
行 財 政 部 (行財政局長) 【行財政局】	1. 職員の動員・配備に関する事 2. 本部事務局の協力に関する事 3. 災害予算に関する事 4. 災害応急工事の契約に関する事 5. 物資車両等の調達・確保に関する事 6. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事 7. 空地管理システムに関する事 8. 部及び区本部での確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関する事

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌
市民参画推進部 (市民参画推進局長) 【市民参画推進局】	1.災害時の広聴及び相談に関すること 2.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること 3.災害に関する写真、映像等による記録に関すること 4.区本部との連絡調整に関すること 5.物価の安定その他消費生活に関すること 6.女性のための相談室に関すること
保 健 福 祉 部 (保健福祉局長) 【保健福祉局】	1.災害救助法に基づく救助に関する部及び区本部との連絡・調整及び指導に関すること 2.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること 3.神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例に関すること 4.被災者に対する県市見舞金に関すること 5.義援金の配分に関すること(義援金募集委員会含む) 6.被災者生活再建支援金に関すること 7.災害救助法に基づく医療助産に関すること 8.救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の調整に関すること 9.被災地の防疫活動の実施に関すること 10.行方不明者の捜索、遺体の収容、安置、処置、埋・火葬に関すること 11.その他災害救助に関し他の所管に属さないこと 12.死亡獣畜の処理(衛生措置、埋却場所の指定)に関すること 13.災害時要援護者対策(高齢者、障害者、難病者等)に関すること 14.応急仮設住宅入居者の地域での見守り活動に関すること 15.災害ボランティアに関すること(他部に関するものを除く)
こども家庭部 (こども家庭局長) 【こども家庭局】	1.青少年電話相談に関すること 2.災害時要援護者対策(乳幼児等)に関すること
環 境 部 (環境局長) 【環境局】	1.一般廃棄物の収集、処理、処分に関すること 2.災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること 3.死亡獣畜(犬・猫)の収集、処理に関すること 4.道路、みぞ、河川等の環境整備に関すること 5.環境保全対策に関すること
産 業 振 興 部	1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌
(産業振興局長) 【産業振興局】	2.被災者等への食糧の確保・給与に関する事 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関する事 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関する事 5.農産物、家畜等の災害対策に関する事 6.救援物資に関する事
建設部 (建設局長) 【建設局】	1.河川、道路、橋梁、公園、市有林、山麓、宅地等の防災及び復旧に関する事 2.水防計画の実施についての連絡・調整に関する事 3.災害救助法に基づく障害物の除去に関する事 4.下水道、排水施設等の防災及び復旧に関する事 5.ライフライン復旧連絡部会に関する事 6.緊急輸送路の確保に関する事
都市計画総部 (都市計画総局長) 【都市計画総局】	1.応急仮設住宅に関する事 2.住宅の応急修理に関する事 3.災害復興住宅資金の融資に関する事 4.災害公営住宅に関する事 5.住宅その他の建築物の防災及び復旧の指導に関する事 6.市有建物の復旧に関する事 7.災害ボランティア(住宅関係)に関する事 8.応急危険度判定に関する事 9.防災・復旧活動の応援に関する事
みなと総部 (みなと総局長) 【みなと総局】	1.港湾施設の防災及び復旧に関する事 2.防潮堤その他の海岸保全施設の防災及び復旧に関する事 3.海上輸送の確保に関する事 4.内陸部施設の防災及び復旧に関する事
消防部 (消防局長) 【消防局】	1.災害に関する諸情報(気象予警報等、被害状況、応急対策の実施状況等)の速報及び連絡に関する事 2.避難の勧告等及び避難者の誘導に関する事 3.被災者の救出・救助・救急に関する事 4.消防活動及び水防活動に関する事 5.り災証明(火災によるもの)に関する事 6.勤務時間外における緊急的な災害対策本部の設置に関する事 7.航空輸送の確保に関する事
水道部	1.給水区域への給水の確保に関する事

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌			
(水 道 局 長) 【水 道 局】	2.飲料水の供給に関する事			
交 通 部 (交 通 局 長) 【交 通 局】	1.市営交通機関の運行の確保に関する事			
学 校 部 (教 育 長) 【教育委員会事務局】	1.児童・生徒等の保護及び応急教育に関する事 2.教育施設の防災及び復旧に関する事 3.災害救助法に基づく学用品の給与に関する事			
議 会 部 (市会事務局長) 【市会事務局】	1.災害に対する議会活動に関する事			
第1協力部 (選挙管理委員会事務局長) 【選挙管理委員会事務局】	第2協力部 (人事委員会事務局長) 【人事委員会事務局】	第3協力部 (監査事務局長) 【監査事務局】	第4協力部 (農業委員会事務局長) 【農業委員会事務局】	1.防災・復旧活動の応援に関する事
区本部 (区長) 【区役所】	1.区の区域に係る災害対策の総合調整に関する事 2.区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事 3.区内の被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事 4.区内の被害状況の調査に関する事 5.避難所の指定、開閉及び管理運営に関する事 6.避難者の収容に関する事（自主避難者への対応を含む） 7.応急仮設住宅等の入居受付に関する事 8.食品の配給に関する事 9.救援物資等の配布に関する事 10.行方不明者の捜索、遺体の収容、安置及び処置に関する事 11.生活福祉資金等の融資受付に関する事 12.義援金品の受入れ及び配給に関する事 13.被災者生活再建支援金に関する事 14.り災証明(火災によるものを除く)等の災害に関する諸証明の発行に関する事 15.災害に関する広報広聴に関する事 16.その他区における災害救助の実施に関する事 17.災害ボランティアの連絡・調整に関する事 18.災害救助法に基づく医療助産の実施に関する事			

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌
	19.救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の実施に関する事 20.被災地の保健活動の実施に関する事 21.死亡獣畜の処理(衛生措置、埋却場所の指定)の相談及び連絡に関する事 22.災害時要援護者対策(高齢者、障害者、難病者等)の実施に関する事
各部及び各区本部共通事務	1.各部または各区本部となる局等の所管事項で防災に関する事 2.各部または各区本部の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事 3.他部の応援に関する事

注) 神戸市地域防災計画からの抜粋

(支援を要する経常業務)

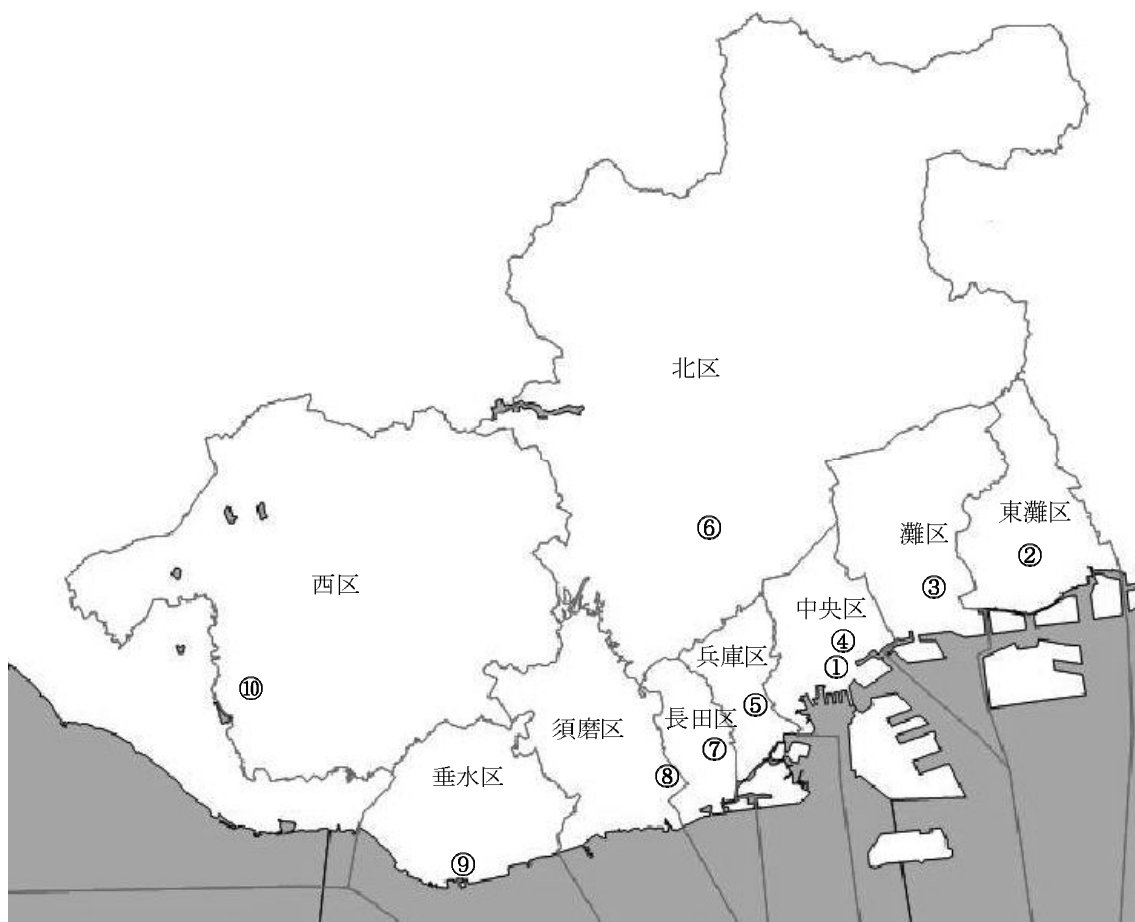
大規模小売店舗立地法	産業振興局
中小企業信用保険法第2条第4項他による市長認定	産業振興局
開発指導等	建設局
森林病虫害等の被害調査・対策実施	建設局
住宅再建相談	都市計画総局
市有建築物工事監理及び検査	都市計画総局
自家用電気工作物管理	都市計画総局
学校施設の管理及び保全等	教育委員会事務局
学校の教材・備品・設備の調達等	教育委員会事務局
学校基本調査	教育委員会事務局
埋蔵文化財発掘調査	教育委員会事務局
文化財の被害調査・保護	教育委員会事務局

2. 各部本部設置場所及び応援隊集結拠点一覧

(1) 各部本部設置場所

本部名	設置場所	連絡先（電話・FAX等）
神戸市災害対策本部 （応援受入本部）	市役所4号館2階 （オペレーションセンター）	指揮班 078-322-5119 広報班 078-322-5118 情報班 078-322-5521～3 関係機関 078-322-5117（応援受入本部） 区情報連絡 078-322-5121 FAX 078-322-6000（応援受入本部） 衛星電話 7-100-52・53・54 衛星FAX 7-100-61・63 E-Mail: kikikanri@office.city.kobe.lg.jp
保健福祉部	市役所1号館8階大会議室	大会議室（内 3092）
こども家庭部	市役所1号館3階 こども家庭局大会議室	大会議室（内 4891） 総務課庶務係 078-322-6342 （内線 4811・4812） FAX 078-322-6119（内 7619）
環境部	市役所3号館3階環境局大会議室	大会議室（内 3591）
産業振興部	市役所1号館8階 1081 会議室	1081 会議室（内 7288・7289） FAX（内 7290）
建設部	市役所2号館4階 401 会議室	401 会議室（内 4098） 庶務課調査防災係 078-322-5406（内 4015） FAX 078-322-6083（内 7583）
消防部	市役所4号館4階消防作戦室	電話 078-325-8580（内 5760） FAX 078-325-8597
水道部	市役所4号館6～8階会議室	庶務課庶務係 電話 078-322-5868（内 5811） FAX 078-322-6175（内 7675）
交通部	市役所3号館3階交通局大会議室	大会議室（内 6092） 総務課総務係 電話 078-322-5924（内 6012） FAX 078-322-6180（内 7680）
東灘区本部	東灘区役所4階大会議室	電話（代表）078-841-4131（内 380）
灘区本部	灘区役所4階大会議室	電話（代表）078-843-7001（内 560）
中央区本部	中央区役所4階大会議室	電話（代表）078-232-4411（内 309）
兵庫区本部	兵庫区役所本館4階第1・第2会議室	電話（代表）078-511-2111（内 481・482）
北区本部	北区役所5階会議室	電話（代表）078-593-1111（内 207・208） （夜間）078-593-9888
長田区本部	長田区役所3階 301 会議室	電話（代表）078-579-2311（内 335）
須磨区本部	須磨区役所4階 401 会議室	電話（代表）078-731-4341（内 441） （夜間）078-731-8833
垂水区本部	垂水区役所3階 301 会議室	電話（代表）078-708-5151（内線 402） FAX 078-708-5106
西区本部	西区役所4階区長室、総務課事務室	電話 078-929-0001（内 206・207）

注）一覧にない各部は、各事務室内にて本部を立ち上げる。



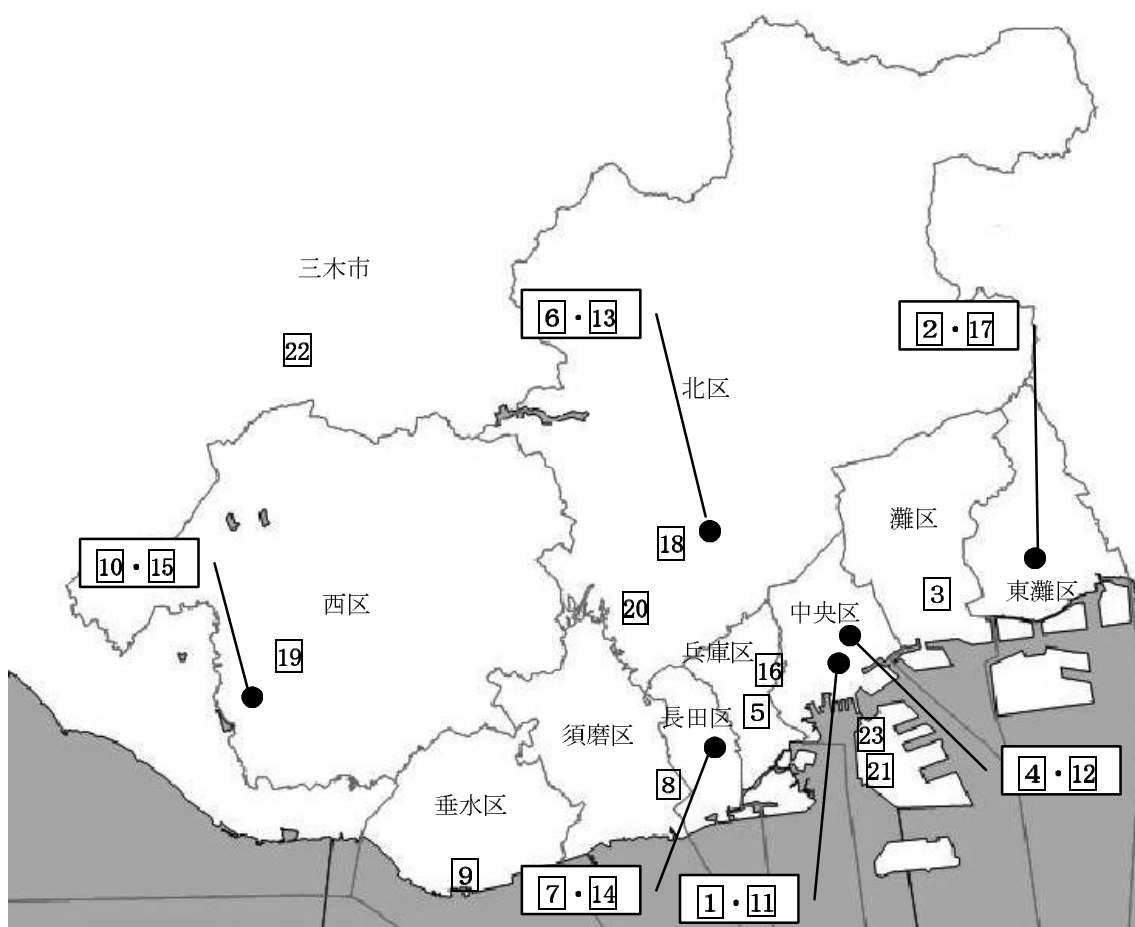
図Ⅳ－１ 市災害対策本部及び区本部位置図

①	市災害対策本部	神戸市中央区加納町６丁目５－１
②	東灘区本部	神戸市東灘区住吉東町５丁目２－１
③	灘区本部	神戸市灘区桜口町４丁目２－１
④	中央区本部	神戸市中央区雲井通５丁目１－１
⑤	兵庫区本部	神戸市兵庫区荒田町１丁目２１－１
⑥	北区本部	神戸市北区鈴蘭台西町１丁目２５－１
⑦	長田区本部	神戸市長田区北町３丁目４－３
⑧	須磨区本部	神戸市須磨区大黒町４丁目１－１
⑨	垂水区本部	神戸市垂水区日向１丁目５－１
⑩	西区本部	神戸市西区玉津町小山字川端１８０－３

注) ①は市役所１～４号館を表示しており、本庁各部の本部を含む

(2) 応援隊集結拠点一覧

No.	担当部	集結拠点	業務内容	連絡先（電話・FAX等）
1	会計室	市役所2号館2階会計室	会計事務等応援業務	電話 078-322-5053 FAX 078-322-6013
2	行財政部	東灘市税事務所	被害家屋調査事務の拠点	電話 078-841-4131 FAX 078-811-1089
3		灘市税事務所		電話 078-843-7001 FAX 078-843-7015
4		中央市税事務所		電話 078-232-4411 FAX 078-232-1049
5		兵庫市税事務所		電話 078-511-2111 FAX 078-531-4226
6		北市税事務所		電話 078-593-1111 FAX 078-593-7045
7		長田市税事務所		電話 078-579-2311 FAX 078-579-2340
8		須磨市税事務所		電話 078-731-4341 FAX 078-736-4026
9		垂水市税事務所		電話 078-708-5151 FAX 078-707-3696
10		西市税事務所		電話 078-929-0001 FAX 078-927-6034
11	都市計画総部	市役所2号館5階 都市計画総局会議室	全ての業務について 一次的な集結場所	電話（庶務課） 078-322-5472（内 4511） FAX 078-322-6094（内 7594）
12	中央区本部	中央区役所3階会議室	全ての業務について 一次的な集結場所	電話 078-232-4411（内 310）
13	北区本部	北区役所2階大会議室	全ての業務について 一次的な集結場所	電話（代表）078-593-1111 （内 207・208） （夜間）078-593-9888 FAX 078-593-6232
14	長田区本部	長田区役所7階ロビー	全ての業務について 一次的な集結場所	電話 078-579-2311 FAX 078-579-2335 （事務室代替）
15	西区本部	西区役所4階西公会堂	全ての業務について 一次的な集結場所	電話 078-929-0001（内 206・207） （夜間）078-929-0111 FAX 078-929-0210
16	水道部	水道局浄水管理センター	全ての業務について 一次的な集結場所	電話 078-351-2414 FAX 078-361-1598
17	消防部	東灘消防署	消防応援部隊（地上部隊）	電話 078-843-0119 FAX 078-854-3119
18		北消防署	消防応援部隊（地上部隊）	電話 078-591-0119 FAX 078-594-1119
19		西消防署	消防応援部隊（地上部隊）	電話 078-961-0119 FAX 078-961-1119
20		市民防災総合センター	消防応援部隊（地上部隊）	電話 078-743-3771 FAX 078-743-0119
21		神戸ヘリポート	消防応援部隊（航空部隊）	電話 078-303-1192 FAX 078-302-8119
22		兵庫県広域防災センター	消防応援部隊（航空部隊）	電話 0794-87-2920 FAX 0794-87-2925
23		水上消防署	消防応援部隊（水上部隊）	電話 078-302-0119 FAX 078-303-3119



図Ⅳ－２ 応援隊集結拠点位置図

1・11	市役所 2 号館	神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1
2・17	東灘市税事務所・東灘消防署	神戸市東灘区住吉東町 5 丁目 2-1
3	灘市税事務所	神戸市灘区桜口町 4 丁目 2-1
4・12	中央市税事務所・中央区役所	神戸市中央区雲井通 5 丁目 1-1
5	兵庫市税事務所	神戸市兵庫区荒田町 1 丁目 21-1
6・13	北市税事務所・北区役所	神戸市北区鈴蘭台西町 1 丁目 25-1
7・14	長田市税事務所・長田区役所	神戸市長田区北町 3 丁目 4-3
8	須磨市税事務所	神戸市須磨区大黒町 4 丁目 1-1
9	垂水市税事務所	神戸市垂水区日向 1 丁目 5-1
10・15	西市税事務所・西区役所	神戸市西区玉津町小山字川端 180-3
16	水道局浄水管理センター	神戸市兵庫区楠谷町 37-1
18	北消防署	神戸市北区北五葉 2 丁目 1-9
19	西消防署	神戸市西区春日台 5 丁目 1-10
20	市民防災総合センター	神戸市北区ひよどり北町 3 丁目 1
21	神戸ヘリポート	神戸市中央区港島中町 8 丁目 1
22	兵庫県広域防災センター	兵庫県三木市志染町御坂 1-19
23	水上消防署	神戸市中央区港島 3 丁目 2-2

3. 危機管理基本指針「対象事案一覧」

対象事案と主管局室区

① 神戸市地域防災計画の対象となる自然災害・事故災害		(主管局室区)
自然災害		
	自然災害（地震、津波）	(神戸市地域防災計画による)
	自然災害（台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮など）	
事故災害		
	爆発事故災害	危機管理室、消防局
	鉄道事故災害	危機管理室、消防局、 交通局（地下鉄事故の場合）
	大規模火災（ビル・工場・コンビニート・山林）	危機管理室、消防局
	放射性物質の事故	危機管理室、環境局・消防局
	多数の者の遭難を伴う船舶の沈没事故・大規模流出油事故（海上災害事故）	危機管理室、消防局、 みなと総局、環境局
	道路事故災害（高速道路・長大トンネル内事故など）	危機管理室、消防局、 各道路管理者
	航空機衝突等に起因する事故	危機管理室、消防局、みなと総局
	危険物及びガスの爆発、流出、漏洩等に起因する事故	危機管理室、消防局、環境局
	建物・大規模工作物の倒壊に起因する事故	危機管理室、消防局、 各建設・工作物管理者
	祭礼等不特定多数の者が集合する場所で発生する事故	危機管理室、消防局、 祭礼等主管局室区

4. 相互応援協定一覧

(1) 大都市との相互応援協定

市長は、災害時における円滑な協力が得られるよう、大都市との相互応援に関する協定を以下のように締結している。

① 20 大都市災害時相互応援に関する協定

1 都 19 市は、大規模な災害が発生し、被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、20 大都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう「20 大都市災害時相互応援に関する協定」を締結している。(平成 22 年 9 月 30 日締結)
(連絡担当：危機管理室 電話 078-322-6232)

② 災害時における連絡・連携体制に関するルール

「20 大都市災害時相互応援に関する協定」に定めるものの他、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し、友愛の精神に基づいて相互に応援協力する。

(平成8年5月16日締結)(連絡担当:建設局下水道河川部計画課 電話078-322-5449)

③ 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書、同実施細則

水道部は、災害が発生した場合の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力と、その円滑な実施を図るため、平成22年3月に「18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」を取り交わしている。

(連絡担当:水道局経営企画部庶務課 電話078-322-5868)

④ 19 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

保健福祉部は、大規模災害が発生した場合に民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助を行えるよう「19 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書及び実施細目」を取り交わしている。

(平成21年12月28日締結)(連絡担当:保健福祉局総務部庶務課 電話078-322-5193)

⑤ 19 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書

保健福祉部は、大規模災害が発生した場合に衛生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助を行えるよう「19 大都市衛生主管部局大規模災害時相互応援に関する確認書」を取り交わしている。

(平成21年12月28日締結)(連絡担当:保健福祉局総務部庶務課 電話078-322-5193)

(2) 自治体との相互応援協定(大都市協定以外)

① 隣接市町との相互応援協定

隣接市町である芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市と「災害時における相互応援協定」を締結し、災害発生時に相互協力を行うこととしている。(平成8年6月1日締結)(連絡担当:危機管理室 電話078-322-6232)

② 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」を締結し、災害発生時に相互協力を行うこととしている。(平成18年11月1日締結)(連絡担当:危機管理室 電話078-322-6232)

③ 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定

危機発生時に、被災府県独自では十分に被災者に対する応急措置が実施できない場合に、被災府県が他府県に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について相互に協定する。なお、神戸市は兵庫県を通じて応援を要請する。

また、この協定が締結されていることを前提に、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」が定められている。(平成18年4月26日締結)

④ 近畿地方及び隣接県等の県庁所在都市との相互応援協定

災害時の広域応援体制を構築するため、近畿地方及びその周辺の隣接県等の県庁所在都市と相互応援協定を締結している。締結都市は、岐阜市、静岡市、洲本市、

徳島市、和歌山市である。

(岐阜市：平成8年9月5日締結) (静岡市：平成9年3月10日締結)

(洲本市、徳島市：平成9年8月19日締結) (和歌山市：平成20年4月10日締結)

(連絡担当：危機管理室 電話 078-322-6232)

(3) 消防組織にかかる応援協定

① 緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害等の発生に際し、消防庁長官の出勤の指示または求めにより、被災地の消防を応援するため、速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を受け、平成7年6月から要綱により運用されてきたが、平成15年6月に法定化された。

これにより、消防庁長官は、地震、台風、水・火災等の非常事態、毒性物質の発散など特殊な災害に対処するため、当該災害発生市町村の属する都道府県知事の要請により、他の都道府県知事に対し、消防の応援のための措置を求め、またはそのいとまがないと認められる時は必要な措置を取ることを指示すること等ができることとなった(消防組織法第44条)。

緊急消防援助隊の計画については、緊急消防援助隊の編成及び整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日策定)の定めるところによる。

緊急消防援助隊の運用については、緊急消防援助隊運用要綱(平成16年4月1日施行)の定めるところによる。

② 五都市消防相互応援協定

大規模又は特殊な災害発生時に、消防全般にわたって相互に応援活動を行い、また災害の規模、状況により、要請を待つことなく応援活動できる「五都市消防相互応援協定」を締結している。(平成24年3月1日締結)

(連絡担当：消防局警防部司令課 電話 078-333-0119)

③ 兵庫県広域消防相互応援協定同意書

消防部は、広域大規模災害に対処するために、消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県内の市町等と昭和63年8月に「兵庫県広域消防相互応援協定」及び覚書を締結し、同時に「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」を締結している。(平成19年6月29日締結)

(連絡担当：消防局警防部司令課 電話 078-333-0119)

④ 隣接市町との消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、神戸市または隣接市町の区域内に火災等が発生した場合に、相互の消防力を活用して応急対策活動の万全を期するため、消防相互応援協定を締結している。

(芦屋市：平成 18 年 9 月 6 日締結) (西宮市：平成 19 年 1 月 18 日締結)
(三田市：平成 19 年 1 月 12 日締結) (三木市：平成 19 年 1 月 19 日締結)
(加古川市：平成 19 年 3 月 22 日締結) (明石市：平成 19 年 2 月 6 日締結)
(連絡担当：消防局警防部司令課 電話 078-333-0119)

※ 稲美町は加古川市に消防事務を委託している。

⑤ 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

兵庫県自治体病院開設者協議会は、阪神・淡路大震災の教訓から、会員病院間で「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動相互応援協力に関する協定」を締結している。

災害発生直後の災害医療初動時において、自治体病院が相互扶助精神に基づき、迅速に相互応援協力することを目的とする。(平成 8 年 1 月 17 日協定発足)

⑥ 大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱

地震等の大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱により、ヘリコプターによる人命救助のための活動や、これに付随する緊急搬送活動等に応援が必要な場合、消防長は知事を通じ、ヘリコプターを所有する公共団体に出動要請を行う。

⑦ 航空機消防相互応援協定

大規模災害が発生したときは、初期段階から消防ヘリコプターによる被害情報の収集と伝達をはじめとする災害防御活動が重要となることから、市消防局は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、東京消防庁及び岡山市と消防ヘリコプターの相互応援協定を締結している。

(東京：平成 9 年 2 月 19 日協定締結、岡山：平成 10 年 3 月 1 日協定締結)

⑧ 大阪湾消防艇相互応援協定

大規模な災害又は特殊な災害時に、大阪湾において消防艇を所有している神戸市、大阪市、及び堺市が、相互にその機能を活用して海上からの迅速な応援活動又は救援活動並びに後方支援活動を実施するため、消防組織法第 39 条に基づき、「大阪湾消防艇相互応援協定」を締結している。(平成 21 年 3 月 31 日協定締結)

⑨ 船舶消防に関する業務協定

市長は、神戸海上保安部と神戸市の消防機関が、船舶消防に関する応援協定とともに、救急業務その他の救助業務についても協力体制を確立し、相互の機能を活用して海上防災活動の万全を期するため、昭和 46 年 8 月に「船舶消防に関する業務協定」を締結している。(昭和 46 年 8 月 17 日締結)

(連絡担当：消防局警防部司令課 電話 078-333-0119)

⑩ 大規模災害に際しての消防と自衛隊の相互協力に関する協定

消防庁及び防衛省は、大規模災害に関し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、消防及び自衛隊の相互協力に関し協定している。

協定では、情報交換、連携のための調整、消防職員等の移動のための協力等につ

いて定めている。(平成8年1月17日締結)

(4) 防災関係機関等との応援協定

災害時の迅速な対応を図るため、市長は、以下の防災関係機関等と応援協定を締結している。

① 日本赤十字社兵庫県支部

災害時の救助・医療行為等に関する協力体制を確立するため、日本赤十字社兵庫県支部と「災害救助又はその応援の実施に関する協定」(仮)の締結を検討する。

② 神戸市医師会

災害時または多数傷病者発生時に、迅速かつ適切な医療活動を行うため、神戸市医師会と「災害時の医療活動についての協定」を締結している。(平成24年3月19日協定締結)

③ 神戸市歯科医師会

災害時における歯科救護活動の協力に関し、神戸市歯科医師会と「災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する協定」を締結した。(平成24年9月1日協定締結)

④ 神戸市薬剤師会

災害時における医療救護の協力に関し、神戸市薬剤師会と「災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定」を締結した。(平成24年5月21日協定締結)

⑤ 兵庫県看護協会

災害時における医療救護の協力に関し、兵庫県看護協会と「災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定」を締結した。(平成24年9月1日協定締結)

⑥ 日本放送協会、ラジオ関西、サンテレビジョン、Kiss-FM KOBE 他

県知事は、災害対策基本法第57条に基づき、災害時の放送要請に関する協力を得るため、日本放送協会、ラジオ関西、サンテレビジョン、Kiss-FM KOBE、毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、ラジオ大阪、関西インターメディアと「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。

なお、緊急時で、県知事を通じて要請ができない場合は、市長から緊急放送の要請を行う。

(日本放送協会、ラジオ関西、サンテレビジョン：昭和53年4月1日締結)

(兵庫エフエムラジオ放送局：平成3年4月1日締結)

(毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、大阪放送：平成8年6月14日締結)

(関西インターメディア：平成8年7月18日締結)

⑦ 大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定書

大規模災害時の救急搬送を円滑に行うため、神戸市は患者搬送事業の認定業者と「大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定書」を締結している。

(平成8年3月28日協定締結)

⑧ 災害救助犬の出動に関する協定書

大規模災害時の災害現場での検索救助体制を強化するため、消防局は日本レスキュー協会と「災害救助犬の出動に関する協定」を締結している。

(平成8年7月4日協定締結)(連絡担当:消防局警防部司令課 電話078-333-0119)

⑨ 大規模災害時における救急医薬品および救護所等での医療で必要となる医薬品の調達に関する協定

大規模災害時に多量の救急資機材、医療品を緊急に必要とする場合に、神戸市等から協定先団体へ緊急供給を要請し、迅速かつ円滑に調達が行えるよう協定を締結している。(平成9年1月13日協定締結—4団体:兵庫県医薬品卸協同組合、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部、大阪衛生材料協同組合)

⑩ 災害時における情報の提供に関する覚書

大規模災害時における情報収集体制の強化を図るため、タクシー会社で組織される近畿自動車無線協会神戸分会と覚書を締結している。(平成9年3月25日締結)

⑪ 災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定

災害時の応急対策に必要な貨物車両の供給を円滑に行うため、日本通運及び赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合と協定を締結している。(平成11年7月1日締結)

⑫ 災害時における神戸市と神戸市内郵便局との相互協力に関する覚書

災害時において、神戸市と神戸市内郵便局がそれぞれ必要な対応を円滑に行うため、情報の相互提供などについて覚書を締結している。(平成12年2月14日締結)

⑬ 災害時における応急対策の協力に関する協定

災害時にレッカー車両を使用し、被災者の救助や消防活動上必要な障害物の除去等の応急対策業務を行うために、株式会社あかつきと協定を締結している。(平成21年1月17日締結)

⑭ 災害時における生鮮食料品等の供給協力、安定供給等に関する協定

産業振興部は、事前に協定を締結した指定業者から食糧を調達し、不足分は他の業者からも調達する。

平成10年度に、市内農業協同組合、市商店街連合会、市小売市場連合会、市内各百貨店、日本チェーンストア協会関西支部会員業者と「災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定」を締結した。

また、平成17年度に、近畿コカ・コーラボトリング株式会社、ダイドードリンコ株式会社との間に、平成18年度には株式会社伊藤園との間に、「災害時における飲料の提供・調達に関する協定」を締結した。

⑮ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

神戸市を含む関西2府7県4政令市が、関西広域連合を通じてコンビニエンスストア・外食事業者等と締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援協定」に

に基づき、関西域に店舗を有するコンビニエンスストア・外食事業者、ドラッグストア 23 社の各店舗は「災害時帰宅困難者支援ステーション」として、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスを実施する。

(平成 23 年 9 月 22 日協定締結)

⑩ 災害時における協力に関する協定

民間社会福祉施設、地域福祉センター、宿泊施設等を福祉避難所として利用し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅などの要援護者を受け入れる。

(神戸西神オリエントホテル：平成 22 年 3 月 26 日協定締結)

(かんぼの宿有馬：平成 23 年 4 月 1 日協定締結)

(神戸市老人福祉施設連盟：平成 24 年 1 月 11 日協定締結)

⑪ 災害時における応急対策業務に関する基本協定（市登録業者）

災害時に応急対策業務を円滑に実施するため、作業員の確保を目的として協定を締結している。

(神戸市建設協力会・神戸市建築協力会・神戸市安全協力会・神戸市電気設備協力会・神戸市設備協力会・神戸市造園協力会：平成 18 年 3 月 31 日協定締結)

(神戸市クレーンリース業協力会：平成 18 年 7 月 1 日協定締結)

(神戸市塗装協力会：平成 18 年 7 月 31 日協定締結)

(神戸市測量設計協力会：平成 18 年 8 月 1 日協定締結)

⑫ 災害時等における相互協力に関する協定

災害時等における道路の応急対策及び復旧業務に関し、相互協力に必要な事項を定めた協定を西日本高速道路株式会社関西支社及び神戸市道路公社と締結している。

(神戸市道路公社：平成 21 年 12 月 1 日協定締結)

(西日本高速道路株式会社関西支社：平成 22 年 2 月 12 日協定締結)

⑬ 災害時における船舶による輸送等に関する協定

災害時に、被災者及び救援者等の人員の輸送業務、救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務、被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務等について、神戸旅客船協会の会員船会社が可能な限り本市からの要請に協力する。

(平成 20 年 11 月 1 日協定締結)

また、災害時に、被災者及び救援者等の人員の輸送業務、臨時宿泊施設の業務等について、(社)神戸外航客船協会の会員船会社が可能な限り本市からの要請に協力する。(平成 20 年 12 月 1 日協定締結)

⑭ 近畿地域国際化協会連絡協議会 災害時における外国人支援ネットワークに関する協定

近畿圏内において発生する大規模災害に対し、相互に協力し、外国人に対する災

害応急対策及び災害予防対策の支援を円滑に推し進める体制づくりを行うことを目的に、近畿地域の地域国際化協会 9 協会と災害時のボランティア相互派遣等の支援協定を締結している。(平成 19 年 12 月 21 日協定締結)

(連絡担当：(公財) 神戸国際協力交流センター 電話 078-291-0641)

②1 ヤフー株式会社

大災害の発生時には、市ホームページへのアクセスが集中し、利用者が閲覧しにくい状況になることが想定されるため、サーバーの負荷分散を図る必要があり、市民に対して必要な情報を迅速に提供する必要がある。

こうした状況に対応し、災害時におけるインターネットを活用した迅速な情報発信ができる環境を整備するため、ヤフー株式会社と協定を締結した。

(平成 24 年 9 月 1 日締結)

②2 災害時における引船の協力に関する協定

災害時に、港湾区域内に漂流した障害物の除去等のため、引船の出動を要請するなど神戸港の復旧等の協力について、協同組合神戸タグ協会との間に協定を締結している。(平成 24 年 11 月 30 日協定締結)

(連絡担当：みなと総局みなと振興部海務課 電話 078-322-5665)

②3 災害時における支援協力に関する協定

大規模災害発生時に、緊急通行車両への優先的給油、避難所における石油類燃料の優先的供給などを行うため、兵庫県石油商業組合との間に協定を締結している。

(連絡担当：危機管理室 電話 078-322-6232)

5. 市の受援にかかる各種基本システム

(1) 災害時空地管理システム

平成 24 年度神戸市地域防災計画 地震対策編 応急対応計画

第 1 章「防災活動計画」 P67～P68 参照

(関連マニュアル)

① 災害時空地管理マニュアル

平成 24 年度神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル P88～P93 参照

(2) 広域応援システム

平成 24 年度神戸市地域防災計画 地震対策編 応急対応計画

第 3 章「広域連携・応援体制計画」 P90～P93 参照

(関連マニュアル)

① 広域災害支援受入れマニュアル

平成 24 年度神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル P37 参照

(3) 自衛隊派遣要請システム

平成 24 年度神戸市地域防災計画 地震対策編 応急対応計画

第3章「広域連携・応援体制計画」 P98～P101 参照

(4) 海外支援の受入れシステム

平成24年度神戸市地域防災計画 地震対策編 応急対応計画

第3章「広域連携・応援体制計画」 P102～P101 参照

(関連マニュアル)

① 海外支援受入れマニュアル(物的支援)

平成24年度神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル P38～P39 参照

② 海外支援受入れマニュアル(人的支援)

平成24年度神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル P40～P41 参照

(5) 災害ボランティア活動支援システム

平成24年度神戸市地域防災計画 地震対策編 応急対応計画

第16章「ボランティア活動支援」 P268～P269 参照

(関連マニュアル)

① ボランティア活動支援マニュアル

平成24年度神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル P94～P95 参照

6. 各種様式等

(1) 庁舎状況点検表(様式A)

(2) 応援要請シート(様式B)

(3) 応援要請報告書(様式C)

(4) 受援状況報告書(様式D)

(5) 受援シート・業務フロー(詳細は対応計画参照)

(様式 A)

庁舎状況点検表

年 月 日 時作成

項 目		被害の状況	
		な し	あ り（被害状況の詳細）
庁舎	屋内壁		
	天 井		
	柱		
	梁		
	照明、窓ガラスなどの落下の危険		
	建物の傾き		
	外 壁		
	地 盤		
	隣接建物の破壊		
	設置物の落下の危険		
設備	ガ ス		
	電 気		
	水 道		
その他			

(様式 A) 【記入例】

庁舎状況点検表

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時作成

項 目		被害の状況	
		な し	あ り（被害状況の詳細）
庁舎	屋内壁		数か所にわたりヒビが入っている
	天 井	○	
	柱	○	
	梁	○	
	照明、窓ガラスなどの落下の危険		割れた窓ガラスが落下する危険あり
	建物の傾き	○	
	外 壁	○	
	地 盤	○	
	隣接建物の破壊		看板・窓ガラス等が落下する危険あり
	設置物の落下の危険	○	
設備	ガ ス	○	
	電 気		停電
	水 道		断水
その他			

(様式 B)

No. _____

応 援 要 請 シ ー ト

年 月 日 時作成

部・区本部名		電話番号 (内線)	
担当部署名		FAX 番号	
受援担当者名		E-mail	

業務名		
活動内容		
職種	行政職員	
	民 間	
必要な資格・経験等		
人 数		
期 間		
集結場所		
備 考		

- ※ 可能な限り具体的な内容を明記する。
- ※ 可能な限り集結場所のわかる地図等を添付する。
- ※ 民間等の受入れが可能な場合は「職種」の欄にその旨を記入する。

応 援 要 請 シ ー ト

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時作成

部・区本部名	〇〇部	電話番号 (内線)	0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)
担当部署名	〇〇課	FAX 番号	0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
受援担当者名	神戸 一郎	E-mail	…@office.city.kobe.lg.jp

業務名		応急危険度判定に関すること
活動内容		建築物の応急危険度判定を実施する
職種	行政職員	建築職
	民間	資格を有する人であれば可能
必要な資格・経験等		応急危険度判定の資格を有する人
人 数		50 人
期 間		平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
集結場所		市役所〇号館〇階〇〇会議室
備 考		寝袋を持参してほしい

- ※ 可能な限り具体的な内容を明記する。
- ※ 可能な限り集結場所のわかる地図等を添付する。
- ※ 民間等の受入れが可能な場合は「職種」の欄にその旨を記入する。

(様式 C)

No. _____

応援要請報告書

年 月 日 時要請
年 月 日 時作成

部・区本部名		電話番号 (内線)	
担当部署名		FAX 番号	
受援担当者名		E-mail	

応援機関	機関名	
	代表者	
	連絡先	
活動内容		
人 数		
期 間		
活動場所		
要請の根拠	(法律 ・ 協定 ・ 覚書 ・ その他)	
備 考		

※ 可能な限り具体的な内容を明記する。

応援要請報告書

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時要請

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時作成

部・区本部名	〇〇部	電話番号 (内線)	078-〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇〇〇)
担当部署名	〇〇課	FAX 番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇
受援担当者名	神戸 二郎	E-mail	…@office.city.kobe.lg.jp

応援機関	機関名	〇〇市水道局
	代表者	〇〇 〇〇
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
活動内容		応急給水業務
人 数		30名
期 間		平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
活動場所		東部センター
要請の根拠	(法律 ・ <u>協定</u> ・ 覚書 ・ その他)	
	日本水道協会に係る災害相互応援に関する協定	
備 考		

※ 可能な限り具体的な内容を明記する。

(様式 D)

No. _____

受援状況報告書

年 月 日 時作成

部・区本部名		電話番号 (内線)	
担当部署名		FAX 番号	
受援担当者名		E-mail	

番号	応援機関名	活動内容	人数	期間	活動場所

※ 可能な限り具体的な内容を明記する。

※ 災害対策本部の指示に基づいて提出する。

受援状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時作成

部・区本部名	〇〇区本部	電話番号 (内線)	0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)
担当部署名	〇〇課	FAX 番号	0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
受援担当者名	神戸 三郎	E-mail	…@office.city.kobe.lg.jp

番号	応援機関名	活動内容	人数	期間	活動場所
1	〇〇市	避難所の運営	2 0	H〇〇.〇〇.〇〇 ～ H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇小学校
2	〇〇市	被害家屋調査	3 0	H〇〇.〇〇.〇〇 ～ H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇町、□□町
3	〇〇市	避難所の運営	1 5	H〇〇.〇〇.〇〇 ～ H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇体育館

※ 可能な限り具体的な内容を明記する。

※ 災害対策本部の指示に基づいて提出する。

受援シート

☐緊急業務 ☐経常業務

神戸市地域防災計画
地震対策編応急対応計画 第8章

ピーク時期

☐ 初動対応期 ☐ 応急対応期
☐ 復旧復興初動期 ☐ 該当なし

(業務名) _____ (担当課) _____ 局・室・区 _____ 課 _____

応援者の行う具体的業務

応援者に求める
具体的な職種・必要資格

I 情報処理活動

情報収集・共有体制

(その他)

☐会議・ミーティング
☐朝礼・終礼

II 指揮調整体系

指揮命令者

受援担当者

(正) _____ (副) _____ (正) _____ (副) _____

III 現場対応環境

執務スペース

(場所)

☐有 ☐無 (検討中)
☐無 (不要)

地図・資料

(内容)

☐有 ☐無 (検討中) ☐ペア活動
☐無 (不要)

その他資機材

(既存)

(検討中)

☐有 ☐無 (検討中)
☐無 (不要)

業務マニュアル (作成予定も含む)

IV 民間との協力関係

民間の受入れ

協定

協定の締結先 (検討中も含む)

☐可 } ☐一般ボランティア
☐一部可 } ☐専門職ボランティア
☐不可 ☐企業 ☐NPO・NGO
☐その他 (地域住民)

☐有
☐無 (検討中)
☐無 (不要)

その他特記事項

業務フロー

(- 1)

スタート時期

- ☐ 初動対応期 ☐ 応急対応期
☐ 復旧復興初動期 ☐ 該当なし

受援シートに関する項目の確認

1. 応援要請

- ☐
☐

- ☐
☐

2.

- ☐
☐

- ☐
☐

3.

- ☐
☐

- ☐
☐

4. 応援の受入れ

- ☐
☐

- ☐
☐

5.

- ☐
☐

- ☐
☐

6. 応援の終了

- ☐
☐

- ☐
☐

7. 応援終了後の業務

- ☐
☐

- ☐
☐

受援シート【作成例】

■緊急業務 □経常業務

神戸市地域防災計画
地震対策編応急対応計画 第12章

ピーク時期

■ 初動対応期 ■ 応急対応期
□ 復旧復興初動期 □ 該当なし

(業務名) 被災建築物応急危険度判定

(担当課) 都市計画総局安全対策課

応援者の行う具体的業務

被災建築物の応急危険度判定を行う。

応援者に求める
具体的な職種・必要資格

被災建築物応急危険度判定士として都道府県知事等の認定を受けた者。

I 情報処理活動

情報収集・共有体制

■会議・ミーティング
■朝礼・終礼

(その他)

(実施前) 被災状況、判定調査方法、判定調査区域等のガイダンス
(実施後) 判定結果、被災状況に関する新たな情報の共有

II 指揮調整体系

指揮命令者

(正)

安全対策課長

(副)

安全推進係長

受援担当者

(正)

建築指導部課長級・係長級

(副)

担当者

III 現場対応環境

執務スペース

(場所)

□有 ■無 (検討中)
□無 (不要)

地図・資料

(内容)

■有 □無 (検討中) □ペア活動
□無 (不要)

判定実施区域及び実施対象建築物の確認のため、住宅地図等を使用

その他資機材

(既存)

■有 □無 (検討中)
□無 (不要)

判定用資機材 (調査表、ステッカー、マニュアル、腕章等)

(検討中)

被災状況によっては資機材の支援要請もあわせて行う

業務マニュアル (作成予定も含む)

- ①被災建築物応急危険度判定マニュアル ((財) 日本建築防災協会発行)
- ②神戸市被災建築物応急危険度判定 実施本部業務マニュアル

IV 民間との協力関係

民間の受入れ

□可 } □一般ボランティア
■一部可 } ■専門職ボランティア
□不可 □企業 □NPO・NGO
□その他 (地域住民)

協定

■有
□無 (検討中)
□無 (不要)

協定の締結先 (検討中も含む)

近畿被災建築物応急危険度判定協議会 (兵庫県 (支援本部) から他自治体及び民間判定士へ協力要請)

その他特記事項

地震防災マップ (平成17年2月、内閣府発行) 「②地域の危険度マップ」危険度5以上 (地域内の建物の中で全壊が10%以上) の区域を住宅地図と照合し、被害棟数26,000棟と算出。

判定士2名で1チーム、1チーム1日あたり15棟判定を行う。

26,000棟÷15棟×2人=のべ約3,500人

【連絡先: 都市計画総局建築指導部安全対策課 322-5596 (内線5122)、FAX322-6116 (内線7616)】

業務フロー【作成例】

(被災建築物応急危険度判定－１)

スタート時期

- ☒ 初動対応期 ☐ 応急対応期
☐ 復旧復興初動期 ☐ 該当なし

受援シートに関する項目の確認

1. 業務実施に必要な情報の準備

- ☐ 被害状況の把握、情報収集
- ☐ 判定実施の場合、実施本部・判定拠点の設置
- ☐ 判定実施計画の策定（必要人数、期間、区域、資機材等の把握）

- ☐ 指揮命令者の確認
- ☐ 執務スペースの確保
- ☐ 地図・資料の確認
- ☐ その他資機材の確認
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②－P2～6

2. 応援要請

- ☐ 応援要請の必要性を判断
- ☐ 応援要請を決定
- ☐ 判定実施計画に基づいて要請内容を確認し、兵庫県（支援本部）へ応援要請

- ☐ 応援者の行う具体的業務の確認
- ☐ 応援者に求める具体的な職種・必要資格の確認
- ☐ 受援担当者の確認
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②－P6
- ☐ 協定の締結先の確認

3. 応援隊の活動環境の確保

- ☐ 兵庫県（支援本部）に応援内容（可能人数、資機材等）を問合せ
- ☐ 執務・作業スペース、資機材等の確保
- ☐ 宿舎、食料等の準備
- ☐ 実施本部・判定拠点までの交通手段の確認（必要に応じて駐車場等の確保）
- ☐ 実施本部・判定拠点から調査区域までの輸送等の手配

- ☐ 執務スペースの準備
- ☐ 地図・資料の準備
- ☐ その他資機材の準備
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②－P7

4. 応援の受入れ

- ☐ 応援受付、名簿リスト作成
- ☐ 兵庫県（支援本部）に調達内容報告

- ☐ 応援者の行う具体的業務の確認
- ☐ 応援者に求める具体的な職種・必要資格（判定士登録証）の確認
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②－P7～8

(被災建築物応急危険度判定－２)

5. 受援中の業務

- ☐ 判定調査方法等のガイダンス
- ☐ 判定業務実施、結果の集計

- ☐ 情報収集・共有体制の確認
- ☐ 業務マニュアルの確認 ②－P7～9

6. 応援の終了

- ☐ 判定業務終了の判断
- ☐ 兵庫県（支援本部）へ業務終了の連絡

- ☐ 業務マニュアルの確認
②－P10

7. 応援終了後の業務

- ☐ 判定結果の集計
- ☐ 住民等からの相談対応

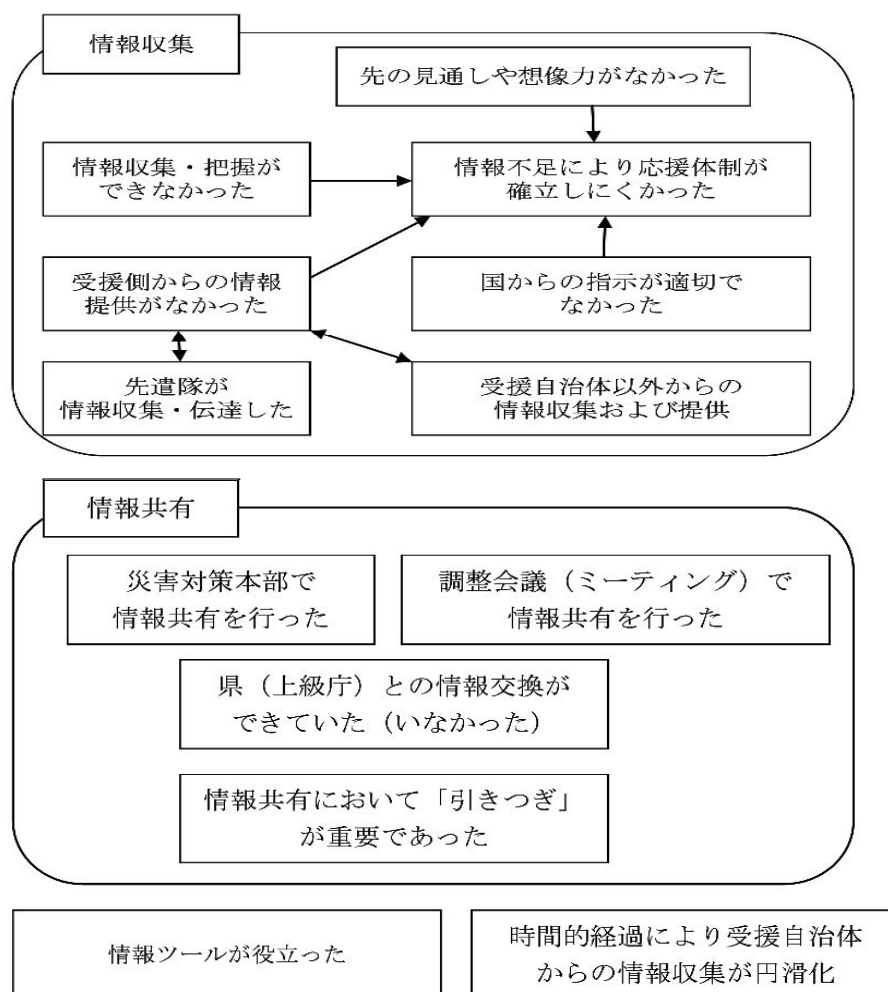
- ☐ 情報収集・共有体制の確認
- ☐ 業務マニュアルの確認
②－P10～11

7. 東日本大震災における受援についてのワークショップ結果

平成24年度に、受援を規定する「情報処理」、「指揮調整」、「現場対応環境」の3つの要因について、それぞれその具体的内容を明らかにするために、平成23年度、支援活動内容別に職員派遣事務に携わった各局の課長又は係長を対象として、ヒアリング調査を実施した。ヒアリングで出された意見数は、「情報処理」で116件、「指揮調整」で119件、「現場対応環境」で167件であった。要因別に出された意見を、KJ法を用いて集約化した。その結果は、図IV-3・IV-4・IV-5である。

まず、「情報処理」は、「情報収集」、「情報共有」、「情報ツールが役立った」、「時間的経過により受援自治体により受援自治体からのからの情報収集が円滑化」に大別される。

「情報収集」では、「情報不足により応援体制が確立しなかった」のは、「先の見通しや想像力がなかったこと」「情報収集・把握ができなかったこと」「受援側からの情報提供がなかったこと」「国からの指示が適切でなかったこと」の影響であることを示している。また、「受援側からの情報提供がなかった」場合は、「先遣隊が情報収集・伝達した」又は「受援自治体以外からの情報収集および提供」があったことを示している。

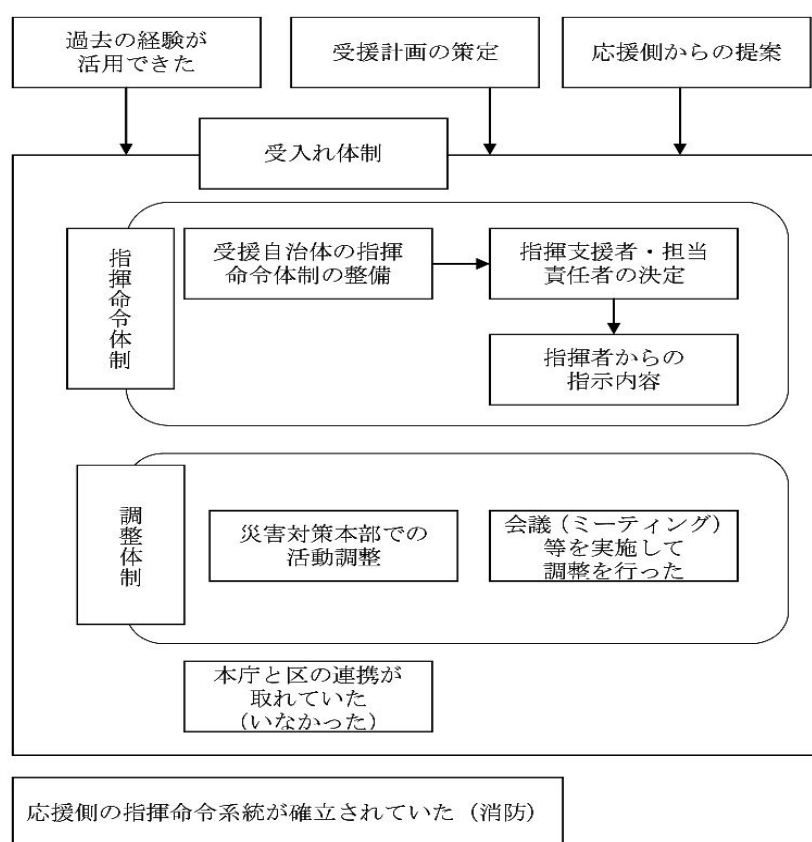


図IV-3 情報処理の経験と教訓

つぎに、「指揮調整」は、大きくは「受入れ体制」と「応援側の指揮命令系統が確立されていた（消防）」に分かれる。

「受入れ体制」の設置は、「過去の経験（が活用できた）」や「応援側からの提案」、又は「受援計画の策定（有無）」のいずれかに基づいて行われたことを示している。

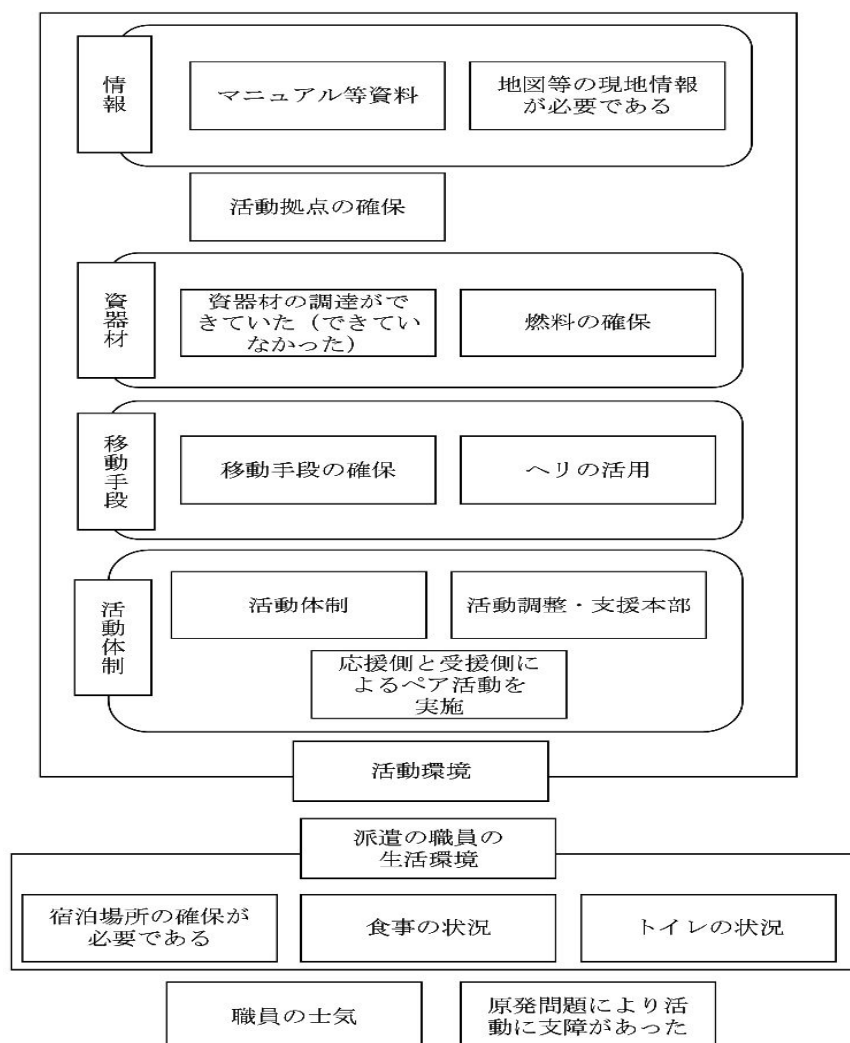
「受入れ体制」の状況は、「指揮命令体制」、「調整体制」「本庁と区の連携が取れていた（いなかった）」によって示される。「指揮命令体制」においては、「指揮者からの指示内容（適切さ）」が、「指揮支援者・担当責任者の決定（有無）」に規定され、さらに、「指揮支援者・担当責任者の決定（有無）」が「受援自治体の指揮命令体制の整備（有無）」に規定されることを示している。



IV－4 指揮調整の経験と教訓

最後に、「現場対応環境」は、大きくは「活動環境」「派遣の職員の生活環境」「職員の士気」「原発問題により活動に支障があった」に分かれる。

さらに、「活動環境」は、「情報」「活動拠点の確保」「資器材」「移動手段」「活動体制」に分けれる。また、「派遣の職員の生活環境」は、「宿泊場所の確保が必要である」「食事の状況」「トイレの状況」に分かれる。



図IV－5 現場対応環境の経験と教訓